

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成 20 年 10 月 17 日
千葉県人事委員会

報告・勧告のポイント

- 月例給, 特別給ともに2年ぶりに改定なし
 - ・月例給は民間給与との較差(0.03%)が極めて小さいため, 改定なし
 - ・特別給(期末・勤勉手当)は民間の支給割合とおおむね均衡しているため, 改定なし
- 医師の初任給調整手当について, 国に準じて改善
- 地域手当について, 平成 22 年度から県内一律支給
- 義務教育等教員特別手当について, 教員特殊業務手当の充実と併せて縮減
- 職員の勤務時間について, 所要の準備を行った上, 国に準じて改定することが適当

1 基本的考え方

- ① 職員の給与は, 地方公務員法により, 生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに, 社会一般の情勢に適應するように, 随時, 適当な措置を講じなければならないとされている。
- ② 人事委員会勧告は, 職員の労働基本権制約の代償措置として, 職員の給与を社会一般の情勢に適應した適正なものとする機能を有するものであり, 職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に, 社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきている。

2 本年の給与改定

(職員の給与と民間給与との比較)

職員の給与と民間給与とを比較した結果, 月例給については, その較差が極めて小さいため, 給料表の適切な改定を行うには十分でなく, 諸手当も民間の各手当の支給状況等を踏まえると, 極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないこと, また, 特別給についても, 民間の支給割合とおおむね均衡していることから, 月例給及び特別給の改定を行わない。

(1) 月例給

本年4月分の職員の給与と民間給与とを, 責任の度合, 学歴, 年齢が同等であると認められる者をそれぞれ比較したところ, 民間給与が職員の給与を1人当たり平均120円(0.03%)上回っていることが明らかとなった。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A - B)
417,936円	417,816円	120円 (0.03%)

※ 現在, 職員の給与については, 知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例(平成14年千葉県条例第68号)により減額措置が実施されているが, この減額措置適用後の職員給与の額は410,893円で, 民間給与が職員の給与を1人当たり平均7,043円(1.71%)上回っている。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.50月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数(4.50月)とおおむね均衡している。

3 医師の給与

医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改善する必要がある。

4 給与構造改革

(1) 地域手当

① 支給割合等

平成22年度に制度を完成させることとしている地域手当については、県内民間企業の状況等を踏まえ、平成21年度に所要の経過措置を設けた上で、平成22年度における支給割合について、現行の県内2区分(8%・5%)を改め、県内を一つの地域としてとらえ、支給割合を一律7%とする。

支給割合	支給地域
15%	東京都特別区
7%	県内市町村

(注) 医師又は歯科医師である職員については、在勤する地域にかかわらず、支給割合を15%とする。

・実施時期 平成21年4月1日

② 経過措置

地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の支給割合を以下のとおりとする。

平成21年度の支給割合 (本年度の支給割合)	支給地域
14% (13%)	東京都特別区
7% (6%)	千葉市外22市町村
6% (5%)	木更津市外4市
5% (4%)	銚子市外27市町村

(注) 医師又は歯科医師である職員については、在勤する地域にかかわらず、支給割合を14%(13%→14%)とする。

(2) 給与構造改革期間終了後の取組

給与における能力・実績主義の推進や、60歳台前半における雇用問題に対処するための60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方等、国における給与構造改革期間終了後の取組の動向に注視しつつ、本県における問題点等を整理する必要がある。

5 教員給与の見直し

メリハリある教員給与体系の実現を図るため、義務教育等教員特別手当については、教員特殊業務手当の充実と併せた縮減を速やかに行うとともに、引き続き手当等を含めた本県の教育職員の給与の在り方について、国の動向や他の都道府県の状況等に留意しながら検討を進めていく必要がある。

○ 義務教育等教員特別手当

- ・支給月額の限度 20,200円 → 15,900円
- ・実施時期 速やかに実施

6 今後の給与制度の在り方

- ① 国における新たな人事評価制度の導入に伴う評価結果の給与への活用状況などを踏まえ、勤務実績を的確に給与に反映できる仕組みづくりに、引き続き取り組んでいく必要がある。
- ② 住居手当については、引き続き、国の動向を注視していく必要がある。

7 職員の勤務時間

職員の勤務時間については、国との均衡を図る必要があることから、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当であり、本改定に当たっては、所要の準備を行った上、国及び他の都道府県の実況等を考慮し実施することが適当である。

8 公務運営に関する報告

(1) 能力・実績に基づく人事管理

人事評価制度における評価結果の人材開発、任用、分限、給与等への活用について、更なる取組を検討していくとともに、人事評価制度及びその活用について、引き続き公正性・納得性を高めていく努力が必要である。

(2) 勤務環境の整備

① 総実勤務時間の短縮

「総労働時間の短縮に関する指針」に定める年間上限目安時間を超える長時間の時間外勤務を行っている職員が見受けられる状況が続いていることから、任命権者は実効性のある取組を継続していく必要がある。

また、所属長等の管理職員は、長時間の時間外勤務が職員に及ぼす影響を認識した上、職員の心身の健康状態の把握に努め、業務の計画的な進行管理を行うことが必要である。

② 職員の健康管理

職員の健康の保持・増進については、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。特に心の健康の保持・増進については、早急に取り組まなければならない課題である。所属長等の管理職員は、業務そのものから生じるストレスの軽減を図るとともに、良好な人間関係づくりに努めるなど、より積極的な取組が必要である。

③ 仕事と生活の調和のための施策の推進

育児や介護に責任を有する職員を支援していくことは、ますます重要になってきており、特に制度面については整備が進められてきている。しかし、男性職員の育児休業の取得率は目標に達していない状況であり、任命権者は、制度が利用されにくい要因の把握に努め、男性職員が利用しやすい環境づくりに生かしていく必要がある。

(3) 退職管理

国家公務員制度改革基本法において定年を段階的に65歳に引き上げることにについて検討することとされたことなどから、国の検討状況や他の都道府県の動向に十分留意し、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の連携に当たっての課題を整理していく必要がある。

委員長談話

平成20年10月17日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

- 1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与を比較したところ、月例給については、その較差が極めて小さいことなどから、給料表及び諸手当の改定を行わないこととし、特別給についても、おおむね均衡していることから、改定しないこととしました。

なお、医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改善する必要があると報告しました。

- 2 給与構造改革の一環として、平成22年度に完成させることとしている地域手当については、県内民間企業の状況等を踏まえ、平成21年度に所要の経過措置を設けた上で、平成22年度から支給割合を県内一律7%とすることとしました。

- 3 また、メリハリある教員給与体系の実現を図るため、義務教育等教員特別手当については、教員特殊業務手当の充実と併せた縮減を速やかに行うこととしました。

- 4 勤務時間については、国との均衡を図る必要があることから、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当であり、改定に当たっては、所要の準備を行った上、国及び他の都道府県の状況等を考慮し実施するこ

とが適当と報告しました。

- 5 さらに、公務運営については、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境の整備、退職管理に関して報告しました。
- 6 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。
- 7 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本年の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 8 なお、職員の給与については、現在、減額措置が実施されているところですが、職員にとって大きな影響があることから、早期に解消し、人事委員会勧告に基づいたあるべき職員の給与水準が確保されることを、改めて強く望みます。
- 9 職員においては、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるため、一人一人が、改めて全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持つとともに、常に県民の視点に立ち、より効率的で的確な公務運営を目指し、職務遂行に全力を注ぐことを要望します。
- 10 県民の皆様には、人事委員会の行う勧告の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民福祉の向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。

人委給第239号

平成20年10月17日

千葉県議会議長 浜田穂積様
千葉県知事 堂本暁子様

千葉県人事委員会

委員長 浜名儀一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定に基づき、
職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について
別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について、別紙第3のとおり
報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与等に関する報告

第1 職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 給与勧告の基本的考え方・・・・・・・・	4
2 職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 民間給与の調査・・・・・・・・・・	5
4 職員の給与と民間給与との比較・・・・・・・・	6
(1) 民間給与との較差	
(2) 扶養（家族）手当	
(3) 住居（住宅）手当	
(4) 特別給	
5 物価及び生計費・・・・・・・・・・	7
(1) 物価指数	
(2) 標準生計費	
6 人事院の報告及び勧告の概要・・・・・・・・	7
7 結 び・・・・・・・・・・	10
(1) 改定についての考え方	
(2) 医師の給与	
(3) 給与構造改革	
(4) 教員給与の見直し	
(5) 今後の給与制度の在り方	
(6) 給与改定実施の要請	
第2 職員の勤務時間・・・・・・・・・・	18
1 人事院の報告及び勧告の概要・・・・・・・・	18
2 民間企業の所定労働時間の状況・・・・・・・・	19
3 勤務時間を短縮した場合の影響・・・・・・・・	20
(1) 行政サービスの維持	
(2) 仕事と生活の調和	
4 結 び・・・・・・・・・・	21

別紙第2 勧 告・・・・・・・・・・	22
--------------------	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	能力・実績に基づく人事管理	23
2	勤務環境の整備	23
(1)	総実勤務時間の短縮	
(2)	職員の健康管理	
(3)	仕事と生活の調和のための施策の推進	
3	退職管理	25

別紙第1

職員の給与等に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

第1 職員の給与

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法により、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っているものである。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきた。この理由として、職員も勤労者であり、その給与は社会一般の情勢に適応した適正なものとする必要がある中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であること、また、職員の給与は県民の負担で賄われていることなどから、労使交渉等によってその時々経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の

給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した「平成20年人事統計に関する報告」によると、在職者は58,665人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種14給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は10,043人であって、その平均年齢は44.1歳であり、男女別構成は男64.8%、女35.2%、学歴別構成は大学卒46.7%、短大卒11.7%、高校卒41.5%、中学卒0.1%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において415,082円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は429,549円となる。

なお、本年4月現在、職員の給与については、知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年千葉県条例第68号。以下「特例条例」という。）により減額措置が実施されているところであり、この減額措置適用後にあつては、行政職給料表の適用者の給与月額平均は408,241円、職員全体の給与月額平均は424,002円となる。

（報告資料第1表～第3表）

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院及び千葉市人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した324の事業所について「平成20年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、本年4月分として支払われ

た給与月額等の調査を行った。

また、各民間企業における給与改定の状況、家族手当、住宅手当及び賞与等の特別給の支給状況、雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査を行った。

職種別民間給与実態調査については、調査の精確性をより高めるため、昨年よりも実地調査の対象事業所数を78事業所増加させたところであるが、調査完了率は調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も89.8%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種について、責任の度合、学歴、年齢が同等であると認められる者の給与額をそれぞれ対比させ比較したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均120円（0.03%）上回っていることが明らかとなった。

なお、特例条例による減額措置適用後にあっては、民間給与が職員の給与を1人当たり平均7,043円（1.71%）上回っている。

（報告資料第27表）

(2) 扶養（家族）手当

民間における家族手当の支給状況についてみると、その支給額は、配偶者と子2人の場合では25,041円であり、職員の扶養手当の現行支給額を下回っている。

（報告資料第13表）

(3) 住居（住宅）手当

民間における住宅手当の支給状況を借家・借間居住者に対する手当についてみると、その支給額は職員の住居手当の現行支給額を上回っている。

(報告資料第14表)

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.50月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給月数とおおむね均衡している。

(報告資料第15表)

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.8%増加しており、千葉市では0.6%の増加となっている。

(報告資料第29表)

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省統計局の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で197,580円、3人世帯で234,890円、4人世帯で272,200円となった。

(報告資料第28表)

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は本年8月11日、国会と内閣に対し、民間給与が国家公務員の給与を136円(0.04%)上回っている実情に照らし、一般職の職員の給与等について次のとおり報告及び勧告を行った。

(1) 本年の給与の改定

俸給表については、本年の較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことや、諸手当についても、民間の各手当の支給状況等を踏まえると、今回のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないこと、また、平成13年のように、特例一時金で改定を行うこととしても、額が極めて小さいことに比べて、算定事務、支給事務等の負担が大きいこと

から、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

特別給については、民間の年間支給割合が公務の年間支給月数とおおむね均衡していたことから、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととした。

(2) 医師の給与の特別改善

国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となっており、適切な給与水準を確保する必要があることから、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を410,900円とすることとし、平成21年4月1日から実施する。

(3) その他の課題

自宅に係る住居手当については、来年の勧告に向け、廃止の検討を進めるものとし、また、借家・借間に係る住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当の在り方について、引き続き検討を進めることとする。

(4) 給与構造改革

ア 給与構造改革の進捗状況

国家公務員給与については、平成18年度から平成22年度までの5年間で給与構造改革に取り組んでおり、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進などの実現のため、俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を進めてきている。

地域間給与配分の見直しについては、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均で4.8%の引下げを実施する一方、主に民間賃金が高い地域に勤務する職員を対象として、3%から最大18%までの地域手当を新設し、あわせて、広域にわたる異動を行う職員を対象に広域異動手当を新設した。

年功的な給与上昇の抑制についてみると、平成17年から平成20年までの3年間で、中堅層以上である35歳から59歳までの間において平均俸給月額が1

万6千円（4.3％）程度減少しており、俸給カーブのフラット化は着実に進んでいる。

本年においても、新たに、給与構造改革における俸給水準の引下げに合わせた給与配分の見直し措置の一環として、平成21年度から本府省業務調整手当を新設することとしているほか、平成21年度における地域手当の支給割合を改定することとしており、地域間給与配分の見直しを着実に進めているところである。

イ 平成21年度において実施する事項

(ア) 本府省業務調整手当の新設

国家行政施策の企画・立案，諸外国との折衝，関係府省との調整，国会対応等の本府省の業務に従事する職員の業務の特殊性・困難性を踏まえ，近年，各府省において本府省に必要な人材を確保することが困難になっている事情を併せ考慮し，本府省の課長補佐，係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当を新設する。

(イ) 地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合は，平成22年3月31日までの間は，地域手当の級地の区分ごとに人事院規則で定める暫定的な支給割合とすることとされており，平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の支給割合については，支給地域における職員の在職状況等を踏まえ，1～3％引き上げた支給割合とする。

ウ 給与構造改革期間終了後の取組

平成22年度までの期間を一区切りとしている現在の取組の終了時点において，これまでの給与構造改革の効果を検証するとともに，地域における民間給与の状況等を踏まえ，引き続き地域間の配分の在り方を検討することに加えて，給与における能力・実績主義を一層推進する観点から，新たに導入される人事評価制度に基づく評価結果の給与への活用状況を踏まえつつ，必要に応じ更なる見直しを検討するものとする。

さらに，近時，雇用と年金の連携を図るため，60歳台前半における雇用間

題が重要な課題となっており、これに対処するに当たっては、60歳台前半のみならず60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方について、人事施策の見直しと一体となった検討を行うことが求められている。

給与構造改革期間終了後は、以上のような諸課題に対応すべく総合的な検討を行っていく必要があると考えており、今後、具体的な問題点等を整理しながら、その準備を進めていくこととする。

エ 勤務実績の給与への反映の推進

昇給制度や勤勉手当制度における勤務実績の給与への反映の推進については、給与構造改革の柱の一つとして取り組んでいるところであるが、平成21年7月までに施行が予定されている新たな人事評価制度の導入に伴い、評価結果を給与に活用することにより、勤務実績の給与への反映の一層の推進を図ることとしている。

なお、今後は、各府省における評価結果の活用状況についてフォローアップを行うとともに、必要に応じて基準の見直しを行い、適切な運用が確保されるよう努めていくこととする。

7 結 び

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の給与について本委員会の見解を述べれば、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与を社会一般の情勢に適応するようこれを変更することを基本とし、民間給与との均衡を図ってきたところである。本県職員の給与は、平成14年、平成15年及び平成17年が月例給の引下げ、また、平成11年から平成15年までが5年連続で特別給の年間支給月数の引下げとなっており、一昨年まで平均年間給与の減少又は据置きが続いていたが、昨年、9年ぶりに若干増加（行政職で0.42%）したところである。

次に、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、8割を超える民間事業所において定期的に行われている昇給を実施している。しかしながら、依然として一部の事業所で部門の整理・部門間の配転や転籍出向など何らかの雇用調整が実施されている。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における職員の給与と民間給与との較差は、120円（0.03%）となり、民間の給与が職員の給与を上回っているものと認められる。なお、特例条例による減額措置適用後にあっては、その較差は7,043円（1.71%）となっている。この減額措置は特例的なものであり、本来支給されるべき職員の給与水準を示すという人事委員会勧告の役割を鑑みると、民間給与との比較においては、減額措置がないものとした場合の職員の給与を基礎とすることが適当であると考ええる。

これらのことを踏まえて、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、以下の事情を考慮し、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

ア 給料表

給料表については、本年の較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないこと。

イ 諸手当

諸手当については、民間の各手当の支給状況等を踏まえると、極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないこと。

また、特別給についても、民間とおおむね均衡していることから、改定を行わないこととした。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案し、本委員会としては、月例給及び特別給の改定を行わないこととするが、医師の給与に関しては、(2)に示すとおり、また、給与構造の改革に関しては、(3)のイに示すとおり給与を改定することが適当であると考ええる。

なお、現在実施されている給料等の減額措置については、職員にとって大きな影響があることから、早期に解消し、人事委員会勧告に基づいたあるべ

き職員の給与水準が確保されることを、改めて強く望むものである。

(2) 医師の給与

医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改善する必要がある。

(3) 給与構造改革

ア 改革の概要

本県では、平成17年12月に本県の状況や人事院の報告及び勧告の趣旨などを総合的に勘案し、本県の民間給与水準をより適切に反映した給与制度への見直し、年功的な給与上昇を抑制し職務・職責に応じた給与構造への転換、勤務実績を給与へ反映させることへの取組が必要であると判断し、給与構造の改革について勧告を行ったところである。

これに基づき、平成18年度から、給料表の水準引下げを経過措置を設けながら段階的に実施する一方で、地域手当制度を導入し、これを平成22年度に完成させることとしている。また、平成19年度から、年功的な給与処遇を改め管理職員の職務・職責をよりきめ細かく適切に反映できるよう、管理職手当を給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別の定額制としたところである。さらに、勤務実績の給与への反映を推進するため、知事部局等においては、平成20年度から、本庁課長級以上の職員を対象に、人事評価の結果を勤勉手当に反映させているところである。

これらの給与構造の改革は、引き続き計画的かつ着実に実施していく必要があり、平成21年度においては、地域手当について、次のとおり所要の措置を講じていく必要がある。

イ 地域手当

(ア) これまでの経緯及び検討状況

地域手当については、国において、主として民間賃金の地域間格差が適切に反映されるように、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による賃金指数を踏まえて民間賃金水準が高い地域にはそれまでの調整手当に替えて、地域手当を支給することとして新設されたものである。

本県においても、国に準じて、国の地域手当新設の趣旨や本県の実情

等を踏まえた上で、地域手当を新設したところである。

地域手当の支給地域及び支給割合については、主に民間賃金の高い地域に支給するという国の考え方を踏まえ、国と同様に賃金構造基本統計調査による賃金指数を基礎としつつ、地域の一体性、人事管理上の一定の配慮及び調整手当の支給状況などの本県の実情等を併せて考慮の上、県内を2区分（8％・5％）としたものである。

本委員会においては、制度導入時から引き続き、上記の考え方に基つき、調査研究を行ってきたところであるが、平成19年12月定例県議会において「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」が全会一致で可決されたことなどを踏まえ、県内民間企業の状況や他の都道府県の動向等も含めて、さらに慎重な検討を行ってきたところである。

a 千葉県内に複数事業所を有する企業の給与支給状況

本委員会が「平成20年職種別民間給与実態調査」において、県内に複数の事業所を有する民間企業に対して独自に調査したところ、大部分の企業が勤務地によって従業員の給与に差を設けていないという状況が明らかとなった。

（報告資料第25表）

b 人事管理面への影響

本県の職員は、県内全域を対象に異動することを前提に採用され、県内全ての市町村に勤務しており、また、住居の移転を伴わない異動が一般的であることから、異動により生活基盤が変化することも極めて稀である。そのため、制度導入時に人事管理上一定の配慮を行い、支給地域及び支給割合については県内を2区分としたところであるが、勤務地域によって給与に格差を設けていることにより、人材確保への懸念や円滑な人事異動などの人事管理面への影響が、なお少なからず生じている。

c 他の都道府県の状況

他の都道府県における地域手当の状況をみると、都道府県内の全域

を支給地域としているのは、本県を含めて18都府県であり、そのうち一律支給としているのは14都府県となっている。

(イ) 支給地域及び支給割合等

本委員会は、以上の検討結果を踏まえ、地域手当の支給地域及び支給割合等を次のとおりとすることが適当であると判断した。

a 支給地域

県内を一つの地域としてとらえ、一律の支給割合とする。

b 支給割合

国家公務員の地域手当制度を本県職員に適用した場合の支給割合の範囲内とする。具体的には、国家公務員の地域手当の支給地域及び支給割合を本県職員の在勤状況に適用して算出した支給割合を勘案し、7%とする。

ただし、東京都特別区に勤務する職員の支給割合については、15%とする。

また、医師又は歯科医師である職員については、在勤する地域にかかわらず、15%とする。

c 異動保障措置の廃止

異動保障措置については、廃止することとする。

d 実施時期等

平成21年4月1日から実施することとする。

ただし、地域手当は、平成18年度から段階的に実施し、平成22年度に完成させることとしていることから、所要の経過措置を設けるものとし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の支給割合は、別表のとおりとする。また、異動保障については、平成22年3月31日までの間は従前のとおりとする。

ウ 給与構造改革期間終了後の取組

本県においても、国と同様に給与構造改革に取り組んでいることから、給与における能力・実績主義の推進や、60歳台前半における雇用問題に対

処するための60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方等，国における給与構造改革期間終了後の取組の動向に注視しつつ，本県における問題点等を整理する必要がある。

(4) 教員給与の見直し

教員給与の在り方については，昨年10月に，「国の動向を踏まえ，他の都道府県の状況にも留意しつつ，本県の教育職員の給与の在り方について引き続き検討を進めていく必要がある。」と報告し，メリハリある教員給与体系の実現に向けて，その後も調査研究を続けてきたところである。

昨年言及した，学校教育法の改正により新たに置くことができることとなった職のうち，副校長については本年4月から一部の学校に配置されているが，主幹教諭等その他の職についても，教育委員会においてその効果や課題について検証が行われているところであり，給料表をはじめとする給与上の処遇について引き続き検討を進めていく必要がある。

また，メリハリある教員給与体系の実現を図るため，現在小・中・高等学校等の教員に一律に支給されている義務教育等教員特別手当については，教員特殊業務手当の充実と併せた縮減を速やかに行うとともに，引き続き手当等を含めた本県の教育職員の給与の在り方について，国の動向や他の都道府県の状況等に留意しながら検討を進めていく必要がある。

(5) 今後の給与制度の在り方

給与制度の在り方については，国及び民間の動向に留意しつつ，中・長期的な視点に立って検討を重ねてきたところである。

民間企業においては，本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると，昇給制度のある事業所のうち，7割を超える事業所において査定昇給制度が存在しており，能力・実績に応じた賃金制度が定着していると考えられる。

今後も，国における新たな人事評価制度の導入に伴う評価結果の給与への活用状況などを踏まえ，勤務実績を的確に給与に反映できる仕組みづくりに，引き続き取り組んでいく必要がある。

また，住居手当については，本年の人事院勧告において引き続き検討を進め

ることとしていることから、引き続き、国の動向を注視していく必要がある。

(6) 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別表 平成21年度の地域手当の支給割合

支給割合	支給地域
14%	東京都特別区
7%	千葉市，市川市，船橋市，松戸市，野田市，成田市，佐倉市，習志野市，柏市，流山市，八千代市，我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市，四街道市，八街市，印西市，白井市，富里市，印旛郡酒々井町，印旛郡印旛村，印旛郡本埜村，印旛郡栄町
6%	木更津市，市原市，君津市，富津市，袖ヶ浦市
5%	上記以外の県内市町村

(注) 医師又は歯科医師である職員については，在勤する地域にかかわらず，支給割合を14%とする。

第2 職員の勤務時間

職員の勤務時間を定めるに当たっては、地方公務員法に規定する均衡の原則により、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

本委員会は、勤務時間の見直しに係る昨年的人事院の報告を受け、同年の報告において、国及び他の都道府県の動向に留意しながら検討を行っていく必要がある旨言及し、これまで、民間企業の所定労働時間の状況など、所要の調査研究を行ってきたところであり、その結果を以下のとおり報告する。

1 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は本年8月11日、国会と内閣に対し、一般職の職員の勤務時間について次のとおり報告及び勧告を行った。

(1) 民間企業の所定労働時間の状況

ア 所定労働時間の調査

勤務時間は給与と同様に基本的な勤務条件であり、民間と均衡させることを基本として定めるべきものである。その際、勤務時間は業務運営の基礎であることから、これを頻繁に改正することは適当ではなく、民間企業の所定労働時間を一定期間にわたって調査し、そのすう勢を見極めることが必要である。本院は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である全国の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した事業所を対象として事務・管理部門の所定労働時間を調査した。

イ 所定労働時間の調査結果

本年の調査結果によれば、民間企業の所定労働時間は、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間49分となっている。また、平成16年から本年までの調査結果は安定的に推移しており、その平均は1日当たり7時間44分、1週間当たり38時間48分となっており、職員の勤務時間より1日当たり15分程度、1週間当たり1時間15分程度短い水準で定着している。多くの民間企業が、労働時間管理のため、ある程度区切りの良い15分刻みで所定労働時間を設定している。

(2) 勤務時間を短縮した場合の影響

ア 各府省の対応等

勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことを基本とすべきである。

各府省は、業務の合理化・効率化や勤務体制の見直し等所要の準備を行うことにより、現在の予算や定員の範囲内で、業務遂行に影響を与えることなく対応が可能であるとしている。

勤務時間の短縮に当たっては、職員一人一人が仕事の進め方や働き方を点検するなど、公務能率の一層の向上に努める必要がある。

イ 国家公務員の仕事と生活の調和

勤務時間の短縮は、家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に寄与するものである。

(3) 勤務時間の改定

ア 改定すべき事項

職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当である。

これに伴い、船員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員の勤務時間等について所要の措置を講ずる。

イ 実施時期

平成21年4月1日から実施する。

2 民間企業の所定労働時間の状況

本委員会が、「平成20年職種別民間給与実態調査」において、公務における代表的な執務形態と同様の形態である民間企業の事務・管理部門について、1日及び1週間当たりの所定労働時間を調査した結果、本県の民間企業における所定労働時間は、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分となっている。また、平成16年及び平成18年から本年までの調査結果は安定的に推移しており、その平均値は、1日当たり7時間44分、1週間当たり38時間45分となっている。

これらのことから、本県の民間企業における所定労働時間は、職員の勤務時間と比較して1日当たり15分程度、1週間当たり1時間15分程度短くなっており、その水準で定着していると考えられる。

なお、本県の民間企業における所定労働時間の設定状況を見ると、15分刻みの時間で設定しているところが多く、労働時間を管理する観点から、ある程度区切りの良い時間を単位として労働時間を設定しているものと考えられる。

(報告資料第26表)

民間企業の所定労働時間の推移

	1日当たりの所定労働時間	1週間当たりの所定労働時間
平成16年	7 : 42 時間 : 分	38 : 46 時間 : 分
平成18年	7 : 44	38 : 48
平成19年	7 : 43	38 : 42
平成20年	7 : 45	38 : 45
4年平均	7 : 44	38 : 45

(注) 「職種別民間給与実態調査」の結果。平成17年は調査項目なし。

3 勤務時間を短縮した場合の影響

(1) 行政サービスの維持

ア 基本的考え方

人事院の報告及び勧告の内容を踏まえ、本県職員の勤務時間の短縮を行うこととする場合、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことを基本とすべきである。

イ 任命権者の状況

職員の勤務時間を1日当たり15分短縮することとした場合に、勤務時間の短縮が行政サービスに与える影響等について任命権者から聴取したところ、一部の職場においては、勤務体制の見直しなど所要の準備を行う必要があるとしている。

ウ 仕事の進め方や働き方の見直し

勤務時間の短縮に当たっては、公務能率の一層の向上に努める必要がある。

そのため、職員一人一人が仕事の進め方や働き方を点検し、最大限の能率を発揮するよう努めるとともに、特に組織全体を管理・監督する立場にある管理職員は、業務運営の在り方を見直すなど、公務の能率的な運営を確保するよう努めるべきである。

(2) 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための施策の推進の必要性については、別紙第3「公務運営に関する報告」においても言及しているところであるが、職員の勤務時間についても、仕事と生活の調和という観点からその在り方について考えることが重要であり、職員の勤務時間を短縮することは、家庭や地域における生活の充実など、仕事と生活の調和に寄与するものと考ええる。

4 結 び

以上報告した諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の勤務時間について本委員会の見解を述べれば、次のとおりである。

職員の勤務時間を定めるに当たっては、地方公務員法に規定する均衡の原則により、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないものであるところ、前記1のとおり、人事院は職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当であるとして、報告及び勧告を行ったところである。

これとの均衡を図ることとした場合、任命権者において所要の準備を適切に行うことにより、行政サービスや行政コストに影響を与えることなく、勤務時間の短縮を行うことが可能であると考えられる。

また、勤務時間の短縮は、仕事と生活の調和にも寄与するものである。

本委員会としては、以上の点を考慮し、職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当であると考ええる。

なお、本改定に当たっては、所要の準備を行った上、国及び他の都道府県の実況等を考慮し実施することが適当である。

別紙第2

勸告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 地域手当について

- (1) 県内に勤務する職員（医師又は歯科医師である職員を除く。）に支給する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の7を乗じて得た額とすること。
- (2) 異動した職員等に係る保障措置については、廃止すること。

2 義務教育等教員特別手当について

支給月額の限度を15,900円とすること。

3 実施時期等について

(1) 改定の実施時期

1については平成21年4月1日から実施し、2については速やかに実施すること。

(2) 地域手当の支給割合の経過措置

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、1の(1)中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

(3) 地域手当の異動保障の経過措置

地域手当の異動保障については、平成22年3月31日までの間は従前のおりとする。

公務運営に関する報告

1 能力・実績に基づく人事管理

行政ニーズがますます複雑・多様化する中で、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高め、効率的で質の高い行政を行っていくことが求められており、そのためには能力・実績に基づく人事管理の推進が重要となっている。

知事部局等においては、既に平成18年度から、新たな人事評価制度の仕組みとして「目標チャレンジプログラム」を本格実施し、また、その評価結果の活用についても、本庁課長級以上の職員を対象として平成19年度評価結果を平成20年度の勤勉手当へ反映するなど、新たな取組も始まっているところである。

一方、国においては、昨年の国家公務員法の改正により、新たな人事評価制度が導入され、平成21年7月までに関係規定が施行されることとなっており、また、人事評価制度の施行に合わせて、評価結果を、昇任・分限・昇格及び人材育成に活用するとともに、昇給や勤勉手当などの給与へ反映させる予定となっている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、評価結果の人材開発、任用、分限、給与等への活用について、更なる取組を検討していくとともに、人事評価制度及びその活用について、引き続き公正性・納得性を高めていく努力が必要である。

2 勤務環境の整備

(1) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮については、職員の健康の保持・増進はもとより、仕事と生活の調和という観点からも重要な課題となっており、任命権者においては、「総労働時間の短縮に関する指針」や次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画などに基づき、時間外勤務の縮減と年次休暇の取得促

進に向け、具体的な取組が行われているところである。

時間外勤務の縮減については、昨年の本委員会の報告において、上記指針に定める年間上限目安時間を超える長時間の時間外勤務を行っている職員が見受けられる旨言及したところであるが、依然として同様の状況が続いていることから、任命権者は、その状況を適切に把握、分析し、これに即した対策をとるなど、実効性のある取組を継続していく必要がある。

また、所属長等の管理職員は、長時間の時間外勤務が職員に及ぼす影響を認識した上、職員の心身の健康状態の把握に努め、業務の必要性や緊急性を的確に判断し、事前命令を徹底するなど、業務の計画的な進行管理を行うことが必要である。

(2) 職員の健康管理

職員の健康の保持・増進については、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要であり、任命権者においては、心身両面にわたる健康づくりに向け、取組が行われているところである。

しかし、本県における心身の故障による休職者数の状況をみると、近年、増加傾向が続いていることが認められ、このうち精神性疾患が占める割合が大きいことから、職員の心の健康の保持・増進については、早急に取り組まなければならない課題となっている。

セルフケアに重点を置いた取組とともに、職場におけるストレス要因の軽減・除去が重要であることについては、昨年の本委員会の報告において言及したところであるが、所属長等の管理職員は、自らが果たすべき役割が大きいことを認識し、業務の分担の見直しや進め方の工夫などにより業務そのものから生じるストレスの軽減を図るとともに、良好な人間関係づくりに努めるなど、より積極的な取組が必要である。

(3) 仕事と生活の調和のための施策の推進

育児や介護に責任を有する職員が、仕事と生活の調和を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、公務運営上ますます重要になってきて

おり、任命権者においても、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画のもと各種の取組がなされているなど、特に制度面については整備が進められてきているところである。

しかし、昨年の本委員会の報告でも言及した男性職員の育児休業の取得率については、依然として、上記計画に掲げる目標取得率と比較して低い状況であり、職場における制度を利用しやすい環境づくりをより一層進める必要がある。

そのため、任命権者においては、制度が利用されにくい要因の把握に努め、男性職員が利用しやすい環境づくりに生かしていく必要がある。

3 退職管理

本年6月に制定された国家公務員制度改革基本法において、政府は、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することとされ、また必要な法制上の措置は同法施行後3年以内を目途に講ずることとされたところである。

人事院においても、本年の「公務員人事管理に関する報告」において、定年年齢を平成25年度から段階的に65歳まで延長することを中心に検討を進め、その際には、再任用との組合せ、役職定年制の併用、外部との人事交流の促進、高齢期の職員のための職域の開発、給与総額増大の回避の方策などについて検討を加えるとしているところである。

本県においても、国の検討状況や他の都道府県の動向に十分留意し、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の連携に当たっての課題を整理していく必要がある。

給 与 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

給与に関する報告資料の説明

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数

第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員構成比

第3表 職員の平均給与月額等の推移

第4表 職員の扶養手当の支給状況

第5表 職員の管理職手当の支給状況

第6表 職員の住居手当の支給状況

第7表 職員の通勤手当の支給状況

第8表 職員の給料表別，級別，号給別人員分布，平均給料月額及び平均年齢

第9表 再任用職員の適用給料表別，級別人員

2 民間給与関係

第10表 産業別，企業規模別調査事業所数

第11表 民間における初任給の改定状況

第12表 職種別，学歴別初任給

第13表 民間における家族手当の支給状況

第14表 民間における住宅手当の支給状況

第15表 民間における特別給の支給状況

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

第17表 民間における冬季賞与の成績区分別の人員分布状況

第18表 民間における冬季賞与の支給状況（最上位者・最下位者）

第19表 民間における給与改定の状況

第20表 民間における定期昇給の実施状況

第21表 民間における昇給制度の状況

第22表 民間における雇用調整の実施状況

第23表 企業規模別，職種別，学歴別民間給与額等

その1 規 模 計

その2 規模 500人以上

その3 規模 100人以上500人未満

その4 規模 100人未満

第24表 民間における給与の地域差に関する状況

第25表 千葉県内に複数事業所を有する企業の給与支給状況

第26表 民間における所定労働時間の設定状況

3 職員給与と民間給与との比較

第27表 職員給与と民間給与との比較

4 生計費関係

平成20年4月の標準生計費算定方法

第28表 千葉市における費目別，世帯人員別標準生計費（平成20年4月）

5 労働経済指標

第29表 労働経済指標

給与に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成20年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部情報政策課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 平成20年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成20年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と人事院及び千葉市人事委員会が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所のうち、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）に分類された1,468事業所

(2) 調査対象職種

78職種（うち初任給関係19職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって24層（うち千葉市9層，
その他県内地域15層）に層化し，これらの層から324事業所（うち千葉市87事業所，
その他県内地域237事業所）を無作為に抽出し，実地調査を行った。

調査の完結した事業所は291事業所で，第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において，初任給関係職種以外の調査職種については，これに該当
する従業員が多数にのぼるときは，抽出した従業員について調査を行った。

なお，臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調 査 事 項

事業所については，事業所票(1)及び事業所票(2)により，従業員については，初任
給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与，賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当，住宅手当等の支給状況並びに給与改定等及び雇用調整の状況等

(3) 初任給調査票

職種別，学歴別の初任給月額

(4) 個 人 票

職種別，年齢別，性別，学歴別のきまって支給する給与，時間外手当及び通勤
手当

5 集 計

(1) 調査実人員

13,607人（初任給関係804人，初任給関係以外の調査職種12,803人）。なお，調
査職種該当者（母集団）の推定数は94,983人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては，母集団に復元して行った。

(3) 集計については，総務部情報政策課の協力を得た。

（調査の状況）

調査対象事業所	1，468事業所
抽出事業所	324事業所
調査の完結した事業所	291事業所（調査完了率89.8%）
調査実人員	13，607人 〔初任給関係 804人〕 〔初任給関係以外の調査職種 12，803人〕

第3 職員給与と民間給与との比較

上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成20年人事統計に関する報告)

区 分 給 料 表		適 用 人 員	平 均 年 齢	平均経験年数
全 給 料 表		人	歳	年
		58,665	43.1	21.3
一 般 職 員	行 政 職 給 料 表	10,043	44.1	23.1
	研 究 職 給 料 表	440	45.6	21.7
	医 療 職 給 料 表 (一)	25	50.7	23.8
	医 療 職 給 料 表 (二)	816	40.3	17.9
	医 療 職 給 料 表 (三)	223	42.7	20.0
	海 事 職 給 料 表	51	45.4	25.4
	福 祉 職 給 料 表	135	39.4	17.4
	特定任期付職員給料表	2	56.0	—
	第一号任期付研究員給料表	1	*	—
	第二号任期付研究員給料表	2	35.0	—
計		11,738	43.8	22.6
教 育 職 員	教 育 職 給 料 表 (一)	9,254	46.1	23.6
	教 育 職 給 料 表 (二)	26,296	43.7	21.3
	教 育 職 給 料 表 (三)	53	45.5	22.1
	計	35,603	44.3	21.9
警 察 官	公 安 職 給 料 表	11,324	38.4	18.1

(注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下、第8表までについて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 *の箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。(第2表及び第8表について同じ。)

第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員構成比

(平成20年人事統計に関する報告)

区 分 給料表	計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全 給 料 表	100.0	66.9	13.6	19.4	0.1	60.3	39.7
行 政 職 給 料 表	100.0	46.7	11.7	41.5	0.1	64.8	35.2
研 究 職 給 料 表	100.0	97.9	0.7	1.4	－	81.8	18.2
医 療 職 給 料 表 (一)	100.0	100.0	－	－	－	80.0	20.0
医 療 職 給 料 表 (二)	100.0	42.5	57.0	0.5	－	23.2	76.8
医 療 職 給 料 表 (三)	100.0	67.7	31.4	0.9	－	4.5	95.5
海 事 職 給 料 表	100.0	3.9	47.1	41.2	7.8	98.0	2.0
福 祉 職 給 料 表	100.0	29.6	64.5	5.9	－	23.7	76.3
特定任期付職員給料表	100.0	50.0	－	50.0	－	100.0	－
第一号任期付研究員給料表	100.0	*	*	*	*	*	*
第二号任期付研究員給料表	100.0	100.0	－	－	－	50.0	50.0
教 育 職 給 料 表 (一)	100.0	92.7	5.4	1.9	－	65.9	34.1
教 育 職 給 料 表 (二)	100.0	79.7	20.3	0.0	－	43.4	56.6
教 育 職 給 料 表 (三)	100.0	69.8	30.2	－	－	26.4	73.6
公 安 職 給 料 表	100.0	35.3	2.9	61.5	0.3	94.5	5.5

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を，短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等の推移

職 員 の 区 分	年 月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
一般職員	年 月	人	歳	年	円	円
	19. 4	12,087	44.0	22.9	370,817 (363,300)	8,665
	20. 4	11,738	43.8	22.6	365,070 (359,459)	8,584
うち 行政職員	19. 4	10,316	44.3	23.4	370,842 (363,279)	9,023
	20. 4	10,043	44.1	23.1	364,838 (359,154)	8,946
教育職員	19. 4	35,796	44.3	22.0	400,600 (393,315)	7,678
	20. 4	35,603	44.3	21.9	396,218 (391,085)	7,631
警 察 官	19. 4	11,267	38.2	18.0	335,378 (329,455)	12,056
	20. 4	11,324	38.4	18.1	334,623 (331,182)	12,008
計	19. 4	59,150	43.1	21.4	382,090 (375,018)	8,714
	20. 4	58,665	43.1	21.3	378,096 (373,194)	8,666

(注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、
外の職員をいう。(本年度の新規学卒の採用者を含む。)

2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手

3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額が含まれており、その他は、初任給調

4 ()内の数字は、特例条例による減額措置適用後の額である。

(平成20年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
12,852 (12,029)	21,107 (20,653)	5,392	2,058	420,891 (412,098)	98.6
11,893 (11,131)	21,704 (21,339)	5,563	1,984	414,798 (408,062)	
13,272 (12,415)	21,322 (20,861)	5,322	1,951	421,732 (412,852)	98.4
12,236 (11,448)	21,785 (21,417)	5,451	1,826	415,082 (408,241)	
5,585 (5,305)	21,614 (21,220)	5,004	15,597	456,078 (448,119)	99.2
5,415 (5,144)	22,447 (22,152)	5,244	15,427	452,382 (446,683)	
2,219 (2,023)	19,517 (19,174)	3,654	453	373,277 (366,816)	99.9
2,139 (1,950)	19,891 (19,683)	3,938	455	373,054 (369,216)	
6,429 (6,054)	21,111 (20,714)	4,826	9,946	433,116 (425,272)	99.2
6,079 (5,725)	21,805 (21,512)	5,055	9,848	429,549 (424,002)	

警察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以

当等の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

整手当、特地勤務手当等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成20年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	9,882 人	4,166 人	4,879 人	837 人
2人	8,786	3,968	4,451	367
3人	5,761	4,394	1,316	51
4人	1,507	1,291	204	12
5人	221	184	37	0
6人	37	37	0	0
7人以上	5	4	1	0
計	26,199	14,044	10,888	1,267

手当受給者1人当たり 平均手当月額	19,406 円
----------------------	----------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成20年人事統計に関する報告)

区分 組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者 1人当たり平 均手当月額
知事部局	部長 理事	次長 参事	課長 副参事	副課長 主幹			主席 研究員			
教育委員会	教育次長 部長	次長 参事	課長 副参事	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 28	人 158	人 390	人 2,690	人 5	人 1,517	人 143	人 139	人 5,070	円 70,338 (66,249)

(注) 1 ()内の数字は、特例条例による減額措置適用後の額である。

2 組織、職名については、主なものを記載している。

3 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の住居手当の支給状況

(平成20年人事統計に関する報告)

区 分			受 給 者 数
受 給 者 計			30,232 人
内 訳	借 家 ・ 借 間	手当月額 11,000円未満の受給者	158
		11,000円以上27,000円未満の受給者	3,033
		27,000円の受給者	5,133
		小 計	8,324
	自 宅 に 係 る 手 当 受 給 者		21,908
借家・借間に係る受給者1人当たり平均手当月額			24,308 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	2 人	13,500 円

第7表 職員の通勤手当の支給状況

(平成20年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	11,922 人
	交通用具のみ使用者	39,795
	交通機関等・交通用具併用者	1,563
	小 計	53,280
非 受 給 者		5,385
計		58,665
受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		10,361 円

第8表 職員の給料表別，級別，号給別人員分布，平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(平成20年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 主事・技師	2級 主事・技師	3級 副主査・主任主事・主任技師	4級 主査	5級 副主幹	6級 副課長・主幹	7級 課長・副参事	8級 次長・参事	9級 部長・理事	10級 部長
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										1
4										
5										
6										
7						1				1
8										
9	26						1		1	1
10	4	2					1	1		1
11	4	14	1							
12	1	5								
13	4	7	1						1	
14	2	4				1	1			
15	23	20	1							1
16	3	6	2							
17	17	18	2						1	2
18	5	6	36							
19	29	47	13			1			4	
20	3	15	8						3	
21	7	33	8						3	
22	2	18	27						1	
23	35	71	16	1				1		
24	5	28	40							
25	8	43	14	1						
26	3	13	53	2					1	
27	39	61	27	2					1	
28	7	25	68	6		1				
29	57	27	30	8			1			
30	9	17	39	88					1	
31	53	14	25	14						
32	10	14	132	25				3	1	
33	11	37	34	17	1		8	5		
34	5	8	41	28			4			
35	57	14	31	55	2	1	11	6		
36	18	7	110	51	4		6	4		
37	39	14	40	81	32		7	2		
38	24	5	85	28	3		12	18		
39	42	9	35	44			11	10		
40	28	9	59	63	6		25	7		
41	52	5	30	83	63	8	29	3		
42	25	2	121	40	13		37	6		
43	33	4	32	20	19	2	68	3		
44	13	2	15	49	57	18	32	5		
45	45	3	25	85	15	2	124	10		
46	13	1	61	21	47	6	15			
47	14		40	23	43	13	31			
48	8	2	10	31	21	18	64			
49	27		10	54	56	16	37			
50	10	1	3	66	50	40	29			
51	14		12	24	19	36	17			
52	10		12	39	34	40	19			
53	5		2	39	63	14	39			
54	6	1	1	51	15	21	17			
55	7		4	28	44	39	13			
56	2		1	35	37	48	32			
57	4		2	38	49	44	20			
58	2		1	52	21	73	7			
59	7		4	25	37	77	13			
60	3		1	39	32	19	9			
61	1			53	24	18	70			
62	1			24	15	114				
63	3			34	34	44				
64				51	36	37				
65				30	18	14				
66	2			17	36	89				
67	6			12	19	33				
68	1		1	52	39	19				
69	1		1	17	19	29				
70				22	34	76				
71				24	38	42				
72				43	56	32				

公安職給料表

月給	職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
1		人	人	人	人	人	人	人	人	
2										
3										
4										
5								1		
6					1					
7										
8										
9								1		
10										
11										
12										
13		57								
14		12								
15		29								
16		62		1	1					
17		11		1						
18		18								
19		14								
20		61		2						
21		10		2						
22		16		3						
23		12		5						
24		74	1	13						
25		30	7	2						
26		21	17	2						
27		14	36	8	1					
28		84	187	31	5					
29		129	48	8	3					
30		44	70	17	4					
31		39	61	13	4					
32		224	263	35	4					
33		75	79	23	8	1				
34		50	101	25	5					
35		21	62	29	1	3				
36		59	167	82	9	2				
37		23	96	43	6					
38		23	90	59	9	1				
39		18	62	52	2	1				
40		13	150	75	9	1		1	1	
41		13	103	54	7	2			8	
42		9	101	62	10	1				
43		11	59	40	11	2			7	
44		13	96	65	27				1	
45		8	72	35	14				48	
46		4	63	44	18	1				
47		6	32	32	14	2				
48		3	36	63	23	3				
49		9	26	33	18	2				
50		8	14	31	20	3				
51		8	14	34	18	2				
52		4	20	67	24	1				
53		3	14	37	30					
54		4	8	43	10	1				
55		3	8	43	20	3	1			
56		1	6	52	28	2				
57		2	2	54	25	4	2			
58			3	34	12	1				
59			2	17	26	6	2	2		
60			1	40	31		1			
61			2	70	27	6	2	2	110	
62				14	20	10	3			
63	1			34	12	13	3	2		
64		1		24	23	15	3	3		
65				60	24	18	8			
66			2	21	30	22	1	2		
67				40	15	24	13	3		
68				41	23	39	8	6		
69				37	22	29	4	14		
70				24	11	30	9	6		
71				27	21	34	12	25		
72				36	20	40	7	15		
73				17	45	37	5	19		
74				24	35	49	3	7		
75				12	42	22	7	11		
76				28	52	39	18	15		
77				14	43	35	6	62		
78				15	31	47	18			
79				11	57	30	6			
80				7	43	37	18			

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
81			14	42	33	10				
82			3	31	51	12				
83			5	49	44	14				
84			4	41	32	10				
85			11	36	62	7				
86			5	46	35	10				
87			6	45	43	3				
88			6	92	41	9				
89			8	53	33	75				
90			5	64	45					
91			3	44	24					
92			2	103	33					
93				65	23					
94			3	71	31					
95				38	22					
96			1	69	31					
97			1	49	264					
98			1	56						
99			1	43						
100				65						
101				42						
102				45						
103			1	44						
104				65						
105				46						
106				42						
107				31						
108			1	46						
109			1	51						
110				58						
111				33						
112			1	48						
113				37						
114				37						
115				48						
116				52						
117				46						
118				44						
119				28						
120				50						
121			1	31						
122				29						
123			1	32						
124				35						
125				409						
126										
127										
128										
129										
130			1							
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
										全 級
人 員 計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1,353	2,182	2,053	3,585	1,468	310	193	115	65	11,324
級 別 構 成 比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	11.9	19.3	18.1	31.7	13.0	2.7	1.7	1.0	0.6	100.0
平均給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	211,346 (211,346)	241,839 (241,803)	288,171 (285,362)	394,614 (389,485)	439,196 (433,487)	454,417 (448,511)	473,166 (463,842)	495,272 (480,414)	518,108 (502,564)	334,468 (331,027)
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	23.1	27.0	33.1	46.4	50.9	49.5	52.6	53.2	56.1	38.4

(警察官である職員に適用)

教育職給料表(一)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 実習助手	2級 教諭	3級 副校長・教頭	4級 校長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		36		
6		10		
7		7		
8		11		
9		1		
10		34		
11		1		
12		27		
13		12		
14		31		
15		4		
16		28		
17		15		
18		46		
19		8		
20		23		
21	1	15		2
22	1	42		
23		9		
24	2	14		
25		18		2
26		31		1
27		18		2
28		20		2
29		27		3
30		55		4
31	2	15		8
32		18		9
33	1	19		5
34	2	39		12
35		11		9
36	1	7		7
37		1		6
38		1		10
39	3	1		9
40	2	25		8
41	1	15		10
42	1	32		12
43		11		4
44		25		9
45	2	16		6
46	1	31		2
47		11		5
48		22	1	16
49	1	15	1	
50		21		
51	1	3	4	
52		9	1	
53	1	14	11	
54	1	20	9	
55	2	18	7	
56	2	24	8	
57	3	3	5	
58		2	21	
59	3	17	22	
60	1	10	13	
61	5	23	14	
62	2	25	11	
63	6	16	13	
64	1	28	5	
65		24	16	
66		60	8	
67		27	9	
68	2	45	4	
69		14	13	
70	2	44	12	
71	3	33	7	
72	5	52	7	
73	1	31	4	
74	1	57	2	
75	2	67	6	
76	4	32	1	
77		3	1	
78		3	1	
79	1	67		
80		115		
81	2	47		
82	3	114		
83	5	122		
84		89	1	
85		148	3	
86		153		
87	4	126		
88	2	171		

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	実習助手	教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	
89		176			
90		142			
91		172			
92	5	134			
93	5	234			
94	1	96			
95	2	235			
96	1	170			
97	1	96			
98	2	251			
99	2	150			
100	4	81			
101		143			
102		186			
103		116			
104		95			
105	3	212			
106	4	117			
107	2	96			
108	3	212			
109		142			
110	2	69			
111	9	87			
112	3	165			
113		115			
114		48			
115		66			
116	5	153			
117	2	93			
118	2	60			
119	2	80			
120	6	119			
121	5	83			
122	5	63			
123	6	81			
124	3	80			
125		1			
126		107			
127		95			
128	1	81			
129	3	106			
130	2	96			
131	5	61			
132	7	105			
133	3	49			
134	3	39			
135	4	62			
136	1	66			
137		25			
138	3	29			
139	2	36			
140	2	61			
141	3	46			
142	3	13			
143	1	18			
144	1	11			
145	1	12			
146		69			
147		18			
148		11			
149		60			
150					
151	1				
152	1				
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161	3				
					全 級
人 員 計	人 221	人 8,629	人 241	人 163	人 9,254
級 別 構 成 比	% 2.4	% 93.2	% 2.6	% 1.8	% 100.0
平 均 給 料 月 額	円 301,310 (298,179)	円 394,657 (389,759)	円 455,897 (442,286)	円 508,524 (493,268)	円 396,029 (390,763)
平 均 年 齢	歳 39.0	歳 45.9	歳 52.4	歳 57.2	歳 46.1

(高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

教育職給料表(二)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 助教諭	2級 教諭	3級 副校長・教頭	4級 校長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7		1		
8				
9				
10		3		
11		1		
12		1		
13		2		1
14		3		1
15		5		
16		5		
17		222		1
18		3		1
19		104		3
20		40		5
21		69		6
22		21		8
23		303		8
24		33		12
25		175		12
26		45		19
27		341		32
28		45		30
29		166		44
30		79		57
31		275		56
32		86		54
33		191		54
34		108		93
35		290		50
36	1	76		65
37		172		56
38		110		45
39		259		62
40		99		29
41		158		45
42		127		46
43		239		30
44		104		26
45	1	185		33
46		133		25
47	1	181		20
48		115		21
49		20		180
50		7		
51		13		
52		151		
53		106		
54		143		
55		99		
56	1	141		
57	1	104	1	
58		131		
59		89	1	
60		106	6	
61		72	1	
62		113	13	
63		49	5	
64	2	56	4	
65		77	29	
66		91	19	
67		76	19	
68		112	38	
69		10	37	
70		11	28	
71		73	66	
72		105	86	
73		66	56	
74		111	46	
75		77	53	
76		100	68	
77		101	41	
78		173	68	
79		70	57	
80		123	74	
81		67	37	
82		130	43	
83		91	53	
84		146	34	
85		85	33	
86		184	31	
87		166	20	
88		98	32	

職務の級 標準的な職務 月給	1級	2級	3級	4級	
	助教諭	教諭	副校長・教頭	校長	
89	人	人	人	人	
90		8	12		
91		4	26		
92		173	16		
93		259	25		
94		118	16		
95		256	15		
96		268	12		
97		197	20		
98		351	14		
99		258	5		
100		236	8		
101		225	10		
102		7	62		
103		2			
104		7			
105		357			
106		250			
107		410			
108		244			
109		451			
110		191			
111		380			
112		250			
113		179			
114		415			
115		356			
116		186			
117		355			
118		366			
119		260			
120		256			
121		487			
122		310			
123		259			
124		499			
125		284			
126		224			
127		256			
128		334			
129		270			
130		219			
131		265			
132		267			
133		244			
134		226			
135		235			
136		267			
137		218			
138		6			
139		201			
140		208			
141		193			
142		232			
143		224			
144		212			
145		241			
146		217			
147		152			
148		196			
149		88			
150		102			
151		108			
152		124			
153		77			
154		65			
155		110			
156		88			
157		68			
158		44			
159		62			
160		38			
161		37			
		169			
人 員 計	人	人	人	人	全 級 人
	7	23,719	1,340	1,230	26,296
級 別 構 成 比	%	%	%	%	%
	0.0	90.2	5.1	4.7	100.0
平 均 給 料 月 額	円	円	円	円	円
	242,386	364,247	439,487	481,112	373,515
	(242,386)	(360,105)	(426,625)	(466,679)	(368,449)
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳	歳
	28.9	42.5	52.0	56.5	43.7

(中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

教育職給料表(三)

号給	職務の級 標準的な職務	1級	2級	3級	4級
		助手	講師	准教授	教授
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					1
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20		1			
21					
22					
23		1	1		1
24					
25			1		
26					
27		1			
28			1		
29					
30					
31			1		
32					
33					
34			1		
35					
36				1	
37		1			
38		1		1	2
39			1		
40			1		1
41				1	
42					
43		2			
44			1		1
45			1		
46					1
47					1
48		1			1
49					2
50				1	
51					
52		1		1	
53					
54					
55			2		
56					
57		2			
58					
59		1			
60			1		
61					1
62					
63					
64					
65		2			
66					1
67					
68					
69					
70					1
71				1	
72				1	
73			1		
74					
75					
76			1		

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	助手	講師	准教授	教授	
77	人	人	人	人	
78		1			
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88		1	1		
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121	1				
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人 員 計	人 15	人 16	人 8	人 14	人 53
級 別 構 成 比	% 28.3	% 30.2	% 15.1	% 26.4	% 100.0
平 均 給 料 月 額	円 313,593 (310,195)	円 382,869 (377,892)	円 443,425 (437,661)	円 522,500 (515,044)	円 409,287 (403,983)
平 均 年 齢	歳 36.3	歳 43.0	歳 48.1	歳 56.9	歳 45.5

(短期大学に勤務する学長, 教授, 准教授, 講師, 助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

研究職給料表

号給	職務の級 標準的な職務	1級	2級	3級	4級	5級
		技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員	所長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5			2			
6						
7						
8						
9				6		
10			1			
11			1			
12			3	1		
13			2	3		
14				3		
15				3		
16						
17			1	2		
18			1	3		
19			5	2		
20						
21			3	3		
22						
23			1	2		
24				3		
25			1	1		
26						
27			4	3	1	
28						
29			2	3		
30			3	1		
31			1	5		
32				3	4	
33			2	7	6	
34			3		6	
35			2	2	6	
36			3	3	3	4
37					3	
38					7	
39					4	
40			1	5	9	
41				1	4	
42			1	2	8	1
43			2	3	2	
44				6	3	
45				2	8	
46				3	3	
47				4	5	
48				1	7	
49					2	
50				3	2	
51				3	6	
52				1	7	
53			1	3	10	
54					10	
55					4	
56				1	12	
57				1	1	
58					3	
59				1	8	
60				1	1	
61					6	
62					13	
63					3	
64				1	2	
65					13	
66					5	
67					4	
68					3	
69					2	
70					1	
71					4	
72					5	
73					2	
74				1	9	
75					2	
76						

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員	所長	
77	人	人	人	人	人	
78				5		
79				2		
80				5		
81				3		
82				44		
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全 級
人 員 計	人 -	人 46	人 101	人 288	人 5	人 440
級 別 構 成 比	% -	% 10.5	% 23.0	% 65.4	% 1.1	% 100.0
平均給料月額	円 - (-)	円 247,141 (246,586)	円 352,634 (348,050)	円 451,694 (441,399)	円 498,140 (483,196)	円 408,098 (400,080)
平 均 年 齢	歳 -	歳 27.8	歳 37.8	歳 51.0	歳 58.6	歳 45.6

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

医療職給料表(一)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				1
25				
26				
27				
28				
29				
30	1			
31				
32				
33				
34				
35	1			
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				1
43				
44				1
45				1
46				
47		1		
48				
49				
50			1	
51			1	1
52			1	
53				1
54				
55				
56				
57				2
58		1		1
59			1	
60			1	
61			2	
62				
63				1
64			1	
65			1	1
66			2	
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
77	人	人	人	人	
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全 級
人 員 計	人 2	人 2	人 11	人 10	人 25
級 別 構 成 比	% 8.0	% 8.0	% 44.0	% 40.0	% 100.0
平 均 給 料 月 額	円 343,500 (341,228)	円 450,800 (444,940)	円 528,200 (512,354)	円 581,520 (564,074)	円 528,560 (513,959)
平 均 年 齢	歳 33.5	歳 42.5	歳 49.5	歳 57.1	歳 50.7

(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

医療職給料表(二)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	課長	所長	所長
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10		1						
11		4						
12								
13		2						
14								
15	4	14						
16		1						
17		4						
18		1						
19		17						
20								
21	2	2						1
22		4				1		
23	3	22				2		
24		1			2			
25	4	2			4			
26		5		1	7	7		
27	2	17			2	2		
28		1		1	3	1		
29	16	4	1		1	2		
30	3	7	6	1	1	1		
31	1	16		2	3	2		
32	1	4	3	5	7	4		
33	3	5	1	2	5	4		
34	1	7	8	3	7	1		
35		20	2	8	2	1		
36	1	4	1	14	6	3		
37	2	3	3	1	3	4		
38		2	4	4	4	1		
39	1	15		7	2	1		
40	1	2	3	7	4	5		
41	2	7	5	1	5	2	4	
42		2	4	2	5	3		
43	1	2	1	1	1	1		
44		2			2	8		
45		2	1	2	2	5		
46	2	2	2		4	7		
47	2	5		1	3	3		
48	1			1	2	8		
49	1	2			3	11		
50		3		1	3	7		
51		2			1	6		
52		2			1	5		
53	1			1	1	1		
54	1				1	7		
55		1				5		
56		1				11		
57	1					11	4	
58						13		
59						8		
60					2	10		
61					2	7		
62					2	3		
63		1				8		
64			1		2	9		
65					2	7		
66						2		
67					1	3		
68					1	10		
69						6		
70						4		
71						1		
72						1		
73						72		
74								
75								
76								

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	課長	所長	所長	
77	人	人	人	人	人	人	人	人	
78									
79									
80									
81									
82	1								
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
									全 級
人 員 計	人 58	人 221	人 46	人 66	人 109	人 307	人 8	人 1	人 816
級 別 構 成 比	% 7.1	% 27.1	% 5.6	% 8.1	% 13.4	% 37.6	% 1.0	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 191,076 (191,022)	円 225,505 (224,711)	円 274,450 (270,964)	円 305,905 (301,928)	円 359,108 (354,440)	円 445,073 (438,596)	円 492,175 (477,410)	円 495,700 (480,829)	円 335,719 (331,759)
平 均 年 齢	歳 25.6	歳 29.1	歳 34.0	歳 36.2	歳 41.6	歳 52.0	歳 58.4	歳 *	歳 40.3

(保健所, 家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師, 獣医師, 栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

医療職給料表(三)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 准看護師	2級 保健師・看護師	3級 主任保健師・ 主任看護師	4級 主査	5級 副主幹	6級 課長	7級 課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		4					
18							
19							
20							
21		1					
22		8					
23							
24		1					
25							
26		2					
27			1				
28							
29		1					
30		1	2				
31		3					
32		1		1			
33							
34		2	2	1			
35		3					
36		1					
37				1			
38		1	1	1			
39		4	1				
40				1			
41		1		1			
42							
43		2					
44							
45							
46							
47		3		2			
48		1		1	2		
49		2	1	1			
50		1		1	1		
51		3		2	1	5	
52				4	5		
53				3	2	3	
54				1	3	1	
55		1		4	7		
56		1		1	1	1	
57				1	4		
58				3	3		
59				2	4		
60				1	1		
61					2		
62		1		3			
63		2		1			
64		1		2	2		
65					1		
66					1		
67				1	1		
68					1		
69					1	2	
70					2	1	
71				2	2		
72					3	2	
73		2			1	3	
74					2	1	
75					1	1	
76						1	
77					1	3	
78					2		
79						1	
80					4		
81						2	
82					5		
83							
84							

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
85	人	人	人	人	人	人	人	
86					1			
87					4			
88					1			
89					1			
90					2			
91					2			
92					2			
93					12			
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113				1				
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
								全 級
人 員 計	人	人	人	人	人	人	人	人
	-	54	8	43	91	27	-	223
級 別 構 成 比	%	%	%	%	%	%	%	%
	-	24.2	3.6	19.3	40.8	12.1	-	100.0
平均給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円
	-	241,737	282,150	338,991	413,920	476,019	-	360,569
	(-)	(241,200)	(278,482)	(334,584)	(408,539)	(467,089)	(-)	(356,180)
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	-	28.3	33.1	40.7	49.1	56.1	-	42.7

(保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

海 事 職 給 料 表

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・ 一等機関士	一等航海士・ 一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18			1		
19					
20		1			
21					
22			1		
23				1	
24					
25					
26				1	
27					
28					
29	1		1	1	
30				2	
31					
32					
33		1			
34					
35					
36		1			
37					
38					
39				1	
40	1				
41					
42					
43			1		
44					
45				1	
46			1	2	
47					
48					
49				1	
50					
51				1	
52					1
53					
54					1
55					
56					
57					
58					
59			1	2	
60				1	
61					
62				3	
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69			1	2	
70					
71					
72					
73					1
74			1		
75			1		1
76				2	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・ 一等機関士	一等航海士・ 一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
77	人	人	人	人	人	
78				3		
79				1		
80				2		
81				1		
82						
83				1		
84						
85				1		
86						
87				2		
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
						全 級
人 員 計	人 2	人 3	人 9	人 33	人 4	人 51
級 別 構 成 比	% 3.9	% 5.9	% 17.6	% 64.7	% 7.9	% 100.0
平均給料月額	円 230,400 (230,400)	円 271,600 (271,600)	円 351,978 (347,907)	円 436,130 (430,461)	円 483,700 (477,413)	円 407,265 (402,385)
平 均 年 齢	歳 27.5	歳 29.3	歳 38.9	歳 48.6	歳 55.0	歳 45.4

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

福祉職給料表

号給	職務の級 標準的な職務	1級 児童指導員・ 保育士	2級 児童指導員・ 保育士	3級 児童指導員・ 保育士	4級 上席児童指導員・ 上席保育士	5級 課長	6級 次長
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20		1					
21			2				
22							
23		1					
24							
25		3	2				
26		1					
27							
28			2				
29				2			
30							
31		3	1				
32							
33		2	1				
34		3	1				
35		2	1				
36					2		
37			1		1		
38		1					
39		3			1		
40		1			1		
41		1			1		
42				1	1		
43		2	2				
44		1	1	2			
45		1	1		2		
46		3		1	1		
47		1					
48		1			4		
49		3					
50					2		
51		1					
52		2			1		
53		2			1		
54					1		
55		2			2		
56		2			1		
57					2		
58							
59					1	1	
60							
61					1	1	
62							
63							
64		1					
65					1		
66					3		
67							
68							
69		1				1	
70					1		
71					1		
72					1		
73						1	
74							
75					1		
76						1	
77					1	2	
78							
79							
80					3		

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	上席児童指導員・ 上席保育士	課長	次長	
81	人	人	人	人	人	人	
82				2			
83				2			
84				2			
85				1			
86				1			
87				1			
88				3			
89							
90				1			
91							
92							
93				1			
94				1			
95				2			
96							
97				7			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
							全 級
人 員 計	人 45	人 15	人 6	人 62	人 7	人 -	人 135
級 別 構 成 比	% 33.3	% 11.1	% 4.5	% 45.9	% 5.2	% -	% 100.0
平 均 給 料 月 額	円 208,376 (208,376)	円 253,667 (251,610)	円 314,350 (310,264)	円 401,327 (396,111)	円 443,000 (437,242)	円 - (-)	円 318,899 (315,794)
平 均 年 齢	歳 27.9	歳 31.4	歳 40.5	歳 47.8	歳 55.9	歳 -	歳 39.4

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

特定任期付職員給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
7	
人員計	2

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

第一号任期付研究員給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	1

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

第二号任期付研究員給料表

号 給	人 員
1	人
2	1
3	1
人員計	2

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

第9表 再任用職員の適用給料表別，級別人員

(平成20年人事統計に関する報告)

1 フルタイム勤務職員

給料表		級 計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般職員	行政職給料表	人 9	人	人	人 6	人 1	人	人 2	人	人	人	人
	医療職給料表(二)	1				1						
教育職員	教育職給料表(一)	36		36								
	教育職給料表(二)	60		60								
警察官	公安職給料表	9				2	7					
給料表計		115										
		60歳										
		61歳										
		62歳										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表		級 計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般職員	行政職給料表	人 376	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	研究職給料表	30			30							
	医療職給料表(二)	19				2	9	8				
	医療職給料表(三)	1			1							
教育職員	教育職給料表(一)	117		117								
	教育職給料表(二)	95		95								
給料表計		638										
	60歳	358										
	61歳	178										
	62歳	102										

(注) 短時間勤務職員とは，勤務時間が週16時間，20時間，24時間，32時間の者をいう。

民 間 給 与 関 係

第10表 産業別，企業規模別調査事業所数

(平成20年職種別民間給与実態調査)

産 業 企 業 規 模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 291	事業所 136	事業所 108	事業所 47
漁 業	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業， 建設業	16	9	3	4
製 造 業	120	48	53	19
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業	80	36	27	17
卸 売 業 ， 小 売 業	33	20	7	6
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不動産業，物品賃貸業	12	7	4	1
教育，学習支援業，医療，福祉， サービス業	30	16	14	—

(注) 1 上記のほか，実地調査に際し，規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が33あった。

2 「500人以上」とは，企業規模500人以上で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人以上500人未満」とは，企業規模100人以上500人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人未満」とは，企業規模50人以上100人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所をいう。

第11表 民間における初任給の改定状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

学 歴 項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	33.5%	(36.0)%	(63.0)%	(1.0)%	66.5%
高 校 卒	15.4	(32.4)	(67.6)	—	84.6

(注) ()内は，採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 職種別，学歴別初任給

(平成20年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	196,765 円
	短 大 卒	171,787
	高 校 卒	158,823
新 卒 事 務 員	大 学 卒	194,572
	短 大 卒	164,153
	高 校 卒	158,052
新 卒 技 術 者	大 学 卒	201,708
	短 大 卒	180,473
	高 校 卒	160,351
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 208,813
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 210,775
準新卒診療放射線技師	短 大 卒	X
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	※ 161,160
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 205,445
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き，公務員の地域手当に相当する額を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは，平成19年度中に資格免許を取得し，平成20年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお，医師については，平成17年3月大学卒業後，平成17年度中に免許を取得し，2年間の臨床研修を修了した後，平成20年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は，調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は，調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表 民間における家族手当の支給状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,862 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,697
配 偶 者 と 子 2 人	25,041

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第14表 民間における住宅手当の支給状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	68.2 %
非 支 給	31.8
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の平均額	27,602 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第15表 民間における特別給の支給状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

項 目	支 給 額 等
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)
	上 半 期 (A 2)
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)
	上 半 期 (B 2)
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)
	上半期 (B 2 / A 2)
	年 間

(注) 下半期とは平成19年8月から平成20年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

課 長 級		係 員	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
55.1 %	44.9 %	63.7 %	36.3 %

第17表 民間における冬季賞与の成績区分別の人員分布状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

課 長 級			係 員		
上位者	標準者	下位者	上位者	標準者	下位者
28.7 %	54.4 %	16.9 %	24.8 %	57.2 %	18.0 %

第18表 民間における冬季賞与の支給状況（最上位者・最下位者）

(平成20年職種別民間給与実態調査)

課 長 級			係 員		
最上位者	標準者	最下位者	最上位者	標準者	最下位者
144.4	100.0	59.9	149.5	100.0	65.0

(注) 標準者を100とした場合の指数を示す。

第19表 民間における給与改定の状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

役職段階 \ 項 目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
課 長 級	20.3 %	10.8 %	- %	68.9 %
係 員	29.9	10.3	0.4	59.4

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

項 目		定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
役職段階			増額	減額	変化なし			
課 長 級	%	%	%	%	%	%	%	
	68.8	66.7	25.5	7.1	34.1	2.1	31.2	
係 員		85.3	82.8	33.5	7.7	41.6	2.5	14.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における昇給制度の状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

役職段階 \ 項 目	昇給制度 あり	昇給制度 あり			昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
課 長 級	75.5 %	27.0 %	61.9 %	31.8 %	24.5 %
係 員	88.6	37.9	73.8	41.4	11.4

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第22表 民間における雇用調整の実施状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	3.2 %
部門の整理・部門間の配転	5.4
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.4
転籍出向	5.5
一時帰休・休業	0.3
残業の規制	2.0
希望退職者の募集	3.3
正社員の解雇	1.0
賃金カット	1.2
上記の項目のうちいずれかの雇用調整措置を実施している事業所の割合	16.4

(注) 1 平成20年1月以降の実施状況である。

2 重複回答あり。

第23表 企業規模別，職種別，学歴別民間給与額等

(平成20年職種別民間給与実態調査)

その1 規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	40	50.1	744,823	745	744,078	{ 構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	{ 本表その 2 規 模500人以上, 本表その 3 規 模100人以上 500人未満及び 本表その 4 規 模100人未満の 対応級欄参照	
	大 学 卒	31	50.2	749,316	426	748,890			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	9	49.4	729,902	1,808	728,094			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	工 場 長	21	53.8	751,366	535	750,831	{ 構成員50人以上 の工場の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	14	53.1	775,392	802	774,590			
	短 大 卒	1	*	*	*	*			
	高 校 卒	6	54.9	658,550	0	658,550			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 長	339	51.4	666,256	1,652	664,604	{ 2 課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役 兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	231	51.3	705,271	929	704,342			
	短 大 卒	22	50.3	607,049	5,791	601,258			
	高 校 卒	84	52.0	584,096	2,516	581,580			
	中 学 卒	2	53.8	467,966	0	467,966			
	技 術 部 長	306	51.0	688,803	3,929	684,874	同 上	同 上	
	大 学 卒	250	50.5	698,971	1,251	697,720	{ 上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職		
	短 大 卒	12	50.3	597,951	1,800	596,151			
	高 校 卒	44	54.0	654,444	19,117	635,327			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事務部次長	146	49.7	654,636	1,219	653,417			
	大 学 卒	106	49.6	676,468	1,220	675,248	{ 上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職	同 上	
	短 大 卒	7	47.6	561,709	405	561,304			
	高 校 卒	32	50.3	614,259	1,440	612,819			
	中 学 卒	1	*	*	*	*			

(注) 「*」は，調査実人員が1人の場合である。(以下，本表において同じ。)

その１ 規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	127	51.2	637,367	4,783	632,584	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	{ 本表その2規模500人以上、 本表その3規模100人以上 500人未満及び 本表その4規模100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	89	50.2	641,712	3,428	638,284		
	短 大 卒	6	49.8	540,420	12,921	527,499		
	高 校 卒	32	54.5	641,097	7,648	633,449		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	758	47.0	548,814	5,907	542,907	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	463	46.0	568,054	3,302	564,752		
	短 大 卒	52	44.5	498,302	16,338	481,964		
	高 校 卒	241	49.4	524,792	8,704	516,088		
	中 学 卒	2	52.0	397,063	0	397,063		
	技 術 課 長	794	46.7	571,299	4,119	567,180	同 上	同 上
	大 学 卒	526	45.2	573,400	3,277	570,123		
	短 大 卒	71	46.9	553,554	10,571	542,983		
	高 校 卒	195	51.4	573,238	4,368	568,870		
	中 学 卒	2	53.0	420,852	0	420,852		
	事務課長代理	240	45.5	562,280	32,740	529,540	{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同 上
	大 学 卒	160	44.3	589,090	31,092	557,998		
	短 大 卒	13	45.4	446,590	26,123	420,467		
	高 校 卒	65	48.6	509,959	38,985	470,974		
	中 学 卒	2	56.8	475,948	33,533	442,415		
	技術課長代理	250	44.6	512,427	47,125	465,302	同 上	同 上
	大 学 卒	154	41.7	526,157	51,007	475,150		
	短 大 卒	32	44.6	473,787	14,033	459,754		
	高 校 卒	63	52.3	495,079	52,781	442,298		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		

その1 規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 589	歳 42.9	円 456,963	円 67,263	円 389,700	{ 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	{ 本表その2規模500人以上、 本表その3規模100人以上 500人未満及び 本表その4規模100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	242	40.7	450,754	61,009	389,745		
	短 大 卒	89	40.1	411,039	66,008	345,031		
	高 校 卒	251	45.8	478,121	73,612	404,509		
	中 学 卒	7	51.3	498,809	70,767	428,042		
	技 術 係 長	467	42.3	481,854	74,518	407,336	同 上	同 上
	大 学 卒	201	38.8	466,841	59,886	406,955		
	短 大 卒	57	39.2	444,030	78,984	365,046		
	高 校 卒	205	46.6	508,926	90,042	418,884		
	中 学 卒	4	55.3	458,020	19,371	438,649		
	事 務 主 任	570	38.3	371,759	53,542	318,217		
	大 学 卒	280	36.3	396,517	59,615	336,902		
	短 大 卒	85	38.1	333,218	40,847	292,371		
	高 校 卒	196	40.9	353,399	50,835	302,564		
	中 学 卒	9	42.8	401,519	49,969	351,550		
	技 術 主 任	533	37.8	443,143	88,439	354,704		
	大 学 卒	316	35.7	458,848	91,580	367,268		
	短 大 卒	66	37.2	408,595	66,741	341,854		
	高 校 卒	148	42.1	425,910	91,750	334,160		
	中 学 卒	3	55.2	503,040	61,432	441,608		
	事 務 係 員	3,478	33.6	314,134	38,822	275,312		同 上
	大 学 卒	1,421	31.2	328,351	43,065	285,286		
	短 大 卒	728	32.6	282,126	30,763	251,363		
	高 校 卒	1,309	36.7	317,779	39,454	278,325		
	中 学 卒	20	52.5	335,736	16,341	319,395		

その１ 規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,317	33.1	367,819	68,092	299,727		本表その２規模500人以上、 本表その３規模100人以上 500人未満及び本表その４ 規模100人未満の対応級欄 参照
	大 学 卒	1,431	30.2	369,325	73,830	295,495		
	短 大 卒	239	32.4	337,213	54,919	282,294		
	高 校 卒	623	39.4	374,249	60,687	313,562		
	中 学 卒	24	53.9	378,278	27,089	351,189		
研究関係職種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
	研究部（課）長	48	49.8	727,996	634	727,362	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
	研究室（係）長	79	43.9	616,474	5,002	611,472	構成員3人以上の室（係）の長	
	主任研究員	130	39.1	486,385	49,633	436,752	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究員	214	32.7	377,941	55,489	322,452		
	研究補助員	60	40.8	364,645	32,083	332,562		
医療関係職種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師及び歯科医師5人以上	
	副 院 長	5	56.7	1,291,972	53,944	1,238,028	上記院長に事故等のあるときの職務代行者	
	医 科 長	13	47.9	1,232,932	49,207	1,183,725	部下に医師及び歯科医師1人以上	
	医 師	37	31.3	699,633	54,186	645,447		
	歯 科 医 師	13	31.8	724,919	300,358	424,561		
	薬 局 長	7	48.3	495,813	4,811	491,002	部下に薬剤師2人以上	
	薬 剤 師	63	30.0	315,097	60,750	254,347		
	診療放射線技師	72	34.0	340,971	37,377	303,594		
	臨床検査技師	93	33.9	304,777	39,650	265,127		
	栄 養 士	48	34.6	268,154	15,799	252,355		
	理学療法士	65	30.0	299,497	25,018	274,479		
	作業療法士	26	28.8	274,981	21,761	253,220		
	総 看 護 師 長	6	54.0	537,173	12,410	524,763	部下に看護師長5人以上	
	看 護 師 長	104	44.1	412,732	47,646	365,086	部下に看護師及び准看護師5人以上	
	看 護 師	261	30.6	326,900	66,471	260,429		
	准 看 護 師	154	44.1	329,668	63,251	266,417		

その1 規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	7	64.1	780,742	0	780,742	
	大 学 教 授	58	58.8	706,262	0	706,262	
	大 学 准 教 授	42	44.3	535,359	0	535,359	
	大 学 講 師	31	39.3	482,735	17,195	465,540	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	大 学 助 手	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	2	59.0	807,312	0	807,312	
	高 等 学 校 教 頭	9	55.4	686,534	0	686,534	
	高 等 学 校 教 諭	118	43.4	503,565	417	503,148	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	14	44.1	259,371	18,001	241,370	見習, 外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	23	51.3	428,105	106,235	321,870	
	守 衛	19	51.7	428,725	111,028	317,697	
	用 務 員	7	56.1	206,144	5,404	200,740	

その2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 36	歳 50.9	円 773,518	円 366	円 773,152	{ 構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	{ 行政職10級, 9 級
	大 学 卒	29	51.0	767,453	453	767,000		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	7	50.4	799,084	0	799,084		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	16	53.7	758,331	0	758,331	{ 構成員50人以上 の工場の長(取 締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	12	53.2	774,698	0	774,698		
	短 大 卒	1	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	54.2	631,403	0	631,403		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	206	51.2	715,876	855	715,021	{ 2 課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と 同等と認めら れる部の長及 び部長級専門 職(取締役兼任 者を除く。)	同 上
	大 学 卒	159	51.0	730,174	837	729,337		
	短 大 卒	8	53.9	669,958	96	669,862		
	高 校 卒	39	51.7	666,736	1,088	665,648		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	222	50.4	712,453	4,082	708,371	同 上	同 上
	大 学 卒	193	50.0	714,070	657	713,413		
	短 大 卒	6	47.9	641,985	803	641,182		
	高 校 卒	23	54.1	716,398	31,373	685,025		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部次長	95	49.3	660,940	262	660,678	{ 上記部長に事故 等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長 と同等と認め られる部の次 長及び部次長 級専門職	同 上
	大 学 卒	73	49.0	685,124	24	685,100		
	短 大 卒	6	48.3	548,754	293	548,461		
	高 校 卒	16	50.6	596,743	1,281	595,462		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

その2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事業 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	人 85	歳 50.3	円 680,531	円 481	円 680,050	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	{ 行政職10級, 9級
	大 学 卒	66	49.3	674,533	494	674,039		
	短 大 卒	2	43.5	513,050	0	513,050		
	高 校 卒	17	55.7	727,832	478	727,354		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	544	46.7	578,235	6,057	572,178	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	{ 行政職8級, 7級
	大 学 卒	364	45.6	587,929	2,362	585,567		
	短 大 卒	36	44.7	527,797	22,197	505,600		
	高 校 卒	144	49.8	565,828	11,518	554,310		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長	550	45.8	585,635	3,931	581,704	同 上	同 上
	大 学 卒	392	44.3	582,389	3,614	578,775		
	短 大 卒	40	46.5	559,547	5,111	554,436		
	高 校 卒	118	52.0	611,367	4,828	606,539		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	183	45.4	587,672	36,459	551,213	{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	{ 行政職6級, 5級
	大 学 卒	138	44.3	610,327	31,124	579,203		
	短 大 卒	5	48.1	457,519	73,611	383,908		
	高 校 卒	39	48.8	512,685	52,545	460,140		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		
	技術課長代理	141	44.0	516,086	64,025	452,061	同 上	同 上
	大 学 卒	96	40.6	526,075	67,843	458,232		
	短 大 卒	7	44.5	494,194	28,709	465,485		
	高 校 卒	37	53.4	492,533	60,906	431,627		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		

その2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 415	歳 43.5	円 477,898	円 72,390	円 405,508	{ 課長又は課長代 理等に直属し直 属の部下を有す る者 職能資格等が上 記係長と同等と 認められる係長 及び係長級専門 職	{ 行政職 4 級, 3 級
	大 学 卒	174	41.2	468,829	64,046	404,783		
	短 大 卒	54	41.0	421,405	73,643	347,762		
	高 校 卒	185	46.3	503,535	80,388	423,147		
	中 学 卒	2	54.9	573,701	30,997	542,704		
	技 術 係 長	309	42.7	504,120	81,778	422,342	同 上	同 上
	大 学 卒	137	38.5	483,677	62,185	421,492		
	短 大 卒	22	40.5	472,029	85,641	386,388		
	高 校 卒	148	47.5	532,752	103,251	429,501		
	中 学 卒	2	53.1	485,057	24,654	460,403		
	事 務 主 任	337	37.8	389,038	59,494	329,544		{ 行政職 2 級 (一部は 4 級, 3 級)
	大 学 卒	185	36.1	415,750	64,742	351,008		
	短 大 卒	44	38.8	343,164	48,700	294,464		
	高 校 卒	105	39.9	363,029	54,844	308,185		
	中 学 卒	3	51.0	444,857	79,631	365,226		
	技 術 主 任	335	37.8	435,063	78,961	356,102		同 上
	大 学 卒	208	35.4	451,093	79,268	371,825		
	短 大 卒	29	37.6	400,439	52,630	347,809		
	高 校 卒	97	42.3	417,317	88,731	328,586		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		
	事 務 係 員	1,992	32.9	319,666	40,329	279,337		{ 行政職 1 級
	大 学 卒	862	30.6	331,858	43,348	288,510		
	短 大 卒	442	32.5	286,504	32,174	254,330		
	高 校 卒	679	35.9	328,386	42,815	285,571		
	中 学 卒	9	53.2	324,588	16,339	308,249		

その2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって		(A)－(B)	備 考	対 応 級
				支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)			
事務・技術関係職種	技 術 係 員	人 1,413	歳 33.2	円 380,200	円 72,233	円 307,967		{ 行政職 1 級
	大 学 卒	936	30.0	379,680	78,210	301,470		
	短 大 卒	100	34.3	367,029	68,325	298,704		
	高 校 卒	359	40.7	385,563	60,318	325,245		
	中 学 卒	18	53.8	372,612	19,375	353,237		
研究関係職種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） { 2 室（係）以上又は構成員 7 人以上の部（課）の長 構成員 3 人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	45	49.7	731,423	678	730,745		
	研究室（係）長	68	44.0	619,168	2,958	616,210		
	主 任 研 究 員	107	39.5	474,929	31,011	443,918		
	研 究 員	174	33.0	379,433	52,853	326,580		
	研 究 補 助 員	60	40.8	364,645	32,083	332,562		
医療関係職種	病 院 長	—	—	—	—	—	{ 部下に医師及び歯科医師 5 人以上 { 上記院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師及び歯科医師 1 人以上 部下に薬剤師 2 人以上 部下に看護師長 5 人以上 部下に看護師及び准看護師 5 人以上	
	副 院 長	3	57.7	1,065,877	43,333	1,022,544		
	医 科 長	10	46.3	1,169,222	19,148	1,150,074		
	医 師	37	31.3	699,633	54,186	645,447		
	歯 科 医 師	13	31.8	724,919	300,358	424,561		
	薬 局 長	3	47.0	616,651	9,133	607,518		
	薬 剤 師	49	29.3	317,340	64,674	252,666		
	診療放射線技師	53	32.6	329,616	41,100	288,516		
	臨床検査技師	65	33.4	307,661	43,892	263,769		
	栄 養 士	33	33.4	268,883	16,244	252,639		
	理学療法士	49	29.4	292,798	24,144	268,654		
	作業療法士	22	28.4	267,413	22,725	244,688		
	総 看 護 師 長	4	52.0	565,057	18,615	546,442		
	看 護 師 長	70	43.7	416,736	48,845	367,891		
	看 護 師	183	29.9	326,711	66,788	259,923		
准 看 護 師	68	42.5	338,580	67,182	271,398			

その2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	65.5	832,435	0	832,435	
	大 学 教 授	31	58.0	727,179	0	727,179	
	大 学 准 教 授	20	46.4	605,794	0	605,794	
	大 学 講 師	19	41.1	524,429	27,264	497,165	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	大 学 助 手	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	1	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	2	53.0	729,288	0	729,288	
	高 等 学 校 教 諭	21	45.1	545,953	0	545,953	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	14	44.1	259,371	18,001	241,370	見習, 外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	13	51.8	465,750	129,731	336,019	
	守 衛	8	56.1	473,437	121,309	352,128	
	用 務 員	1	*	*	*	*	

その3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 4	歳 42.9	円 503,611	円 3,936	円 499,675	{ 構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	{ 行政職8級, 7級	
	大 学 卒	2	38.1	465,834	0	465,834			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	2	46.5	532,663	6,963	525,700			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	工 場 長	5	54.4	726,399	2,455	723,944	{ 構成員50人以上 の工場の長（取 締役兼任者を除 く。）	同 上	
	大 学 卒	2	52.5	779,886	6,000	773,886			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	3	55.8	689,362	0	689,362			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 長	112	51.6	602,039	3,389	598,650	{ 2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職（取締役 兼任者を除 く。）	同 上	
	大 学 卒	64	51.9	669,405	1,196	668,209			
	短 大 卒	9	47.7	498,795	15,295	483,500			
	高 校 卒	37	51.7	525,951	4,470	521,481			
	中 学 卒	2	53.8	467,966	0	467,966			
	技 術 部 長	77	52.8	627,535	3,384	624,151	同 上	同 上	
	大 学 卒	54	52.4	645,057	3,295	641,762	{ 上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職		
	短 大 卒	6	53.5	540,229	3,107	537,122			
	高 校 卒	17	53.8	601,053	3,753	597,300			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	39	49.3	690,682	3,017	687,665				
大 学 卒	24	49.4	721,389	3,845	717,544				
短 大 卒	—	—	—	—	—				
高 校 卒	15	49.2	642,626	1,720	640,906				
中 学 卒	—	—	—	—	—				

その3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	35	53.2	572,112	19,502	552,610	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	{ 行政職 8 級, 7 級
	大 学 卒	17	53.2	592,597	20,624	571,973		
	短 大 卒	4	53.3	555,713	20,141	535,572		
	高 校 卒	14	53.3	553,057	18,020	535,037		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	193	47.5	470,158	4,872	465,286	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	{ 行政職 6 級, 5 級
	大 学 卒	93	46.9	482,244	7,720	474,524		
	短 大 卒	15	44.2	428,897	557	428,340		
	高 校 卒	83	48.5	466,916	2,878	464,038		
	中 学 卒	2	52.0	397,063	0	397,063		
	技 術 課 長	224	49.3	537,124	3,384	533,740	同 上	同 上
	大 学 卒	123	48.5	541,660	1,929	539,731		
	短 大 卒	28	48.9	546,034	8,661	537,373		
	高 校 卒	72	50.9	528,327	4,040	524,287		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		
	事務課長代理	54	45.7	469,743	18,492	451,251	{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	{ 行政職 4 級
	大 学 卒	21	43.4	444,435	30,443	413,992		
	短 大 卒	8	43.9	440,808	1,000	439,808		
	高 校 卒	24	48.5	514,894	14,010	500,884		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		
	技術課長代理	104	45.2	513,497	21,313	492,184	同 上	同 上
	大 学 卒	58	43.9	526,327	16,358	509,969		
	短 大 卒	22	43.1	477,768	9,733	468,035		
	高 校 卒	24	50.5	511,252	44,195	467,057		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

その3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事業 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	132	40.2	410,338	58,711	351,627	{ 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	{ 行政職 3 級
	大 学 卒	57	38.0	389,689	50,156	339,533		
	短 大 卒	27	39.7	433,123	64,441	368,682		
	高 校 卒	47	42.6	417,147	65,481	351,666		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		
	技 術 係 長	131	42.1	445,881	55,232	390,649	同 上	同 上
	大 学 卒	58	39.5	418,198	55,946	362,252		
	短 大 卒	26	38.2	420,080	56,286	363,794		
	高 校 卒	45	46.4	493,031	55,950	437,081		
	中 学 卒	2	59.5	404,833	8,978	395,855		
	事 務 主 任	203	38.9	351,782	47,886	303,896		{ 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	87	36.2	359,160	51,735	307,425		
	短 大 卒	35	37.5	324,925	32,539	292,386		
	高 校 卒	76	42.3	354,773	50,668	304,105		
	中 学 卒	5	39.9	364,412	46,013	318,399		
	技 術 主 任	186	38.5	476,843	120,686	356,157		同 上
	大 学 卒	103	37.0	488,559	131,292	357,267		
	短 大 卒	36	36.6	426,206	94,446	331,760		
	高 校 卒	45	42.4	478,033	114,213	363,820		
	中 学 卒	2	55.9	582,667	96,800	485,867		
	事 務 係 員	1,210	34.2	310,280	39,009	271,271		{ 行政職 1 級
	大 学 卒	495	32.0	324,536	45,795	278,741		
	短 大 卒	234	32.5	274,150	28,263	245,887		
	高 校 卒	472	36.9	312,773	37,716	275,057		
	中 学 卒	9	50.2	330,051	20,763	309,288		

その3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって		(A)－(B)	備 考	対 応 級
				支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)			
事務・技術関係職種	技術係員	779	32.1	339,239	62,274	276,965		{ 行政職 1 級
	大 学 卒	450	30.1	334,356	63,767	270,589		
	短 大 卒	107	30.7	317,253	41,328	275,925		
	高 校 卒	219	36.7	359,957	69,836	290,121		
	中 学 卒	3	57.7	439,845	68,785	371,060		
研究関係職種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2 室（係）以上又は構成員 7 人以上の部（課）の長 構成員 3 人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	3	50.7	678,047	0	678,047		
	研究室（係）長	11	41.6	573,577	37,545	536,032		
	主任研究員	23	37.2	556,023	162,824	393,199		
	研究員	40	30.9	369,659	70,115	299,544		
	研究補助員	—	—	—	—	—		
医療関係職種	病 院 長	—	—	—	—	—	{ 部下に医師及び歯科医師 5 人以上 上記院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師及び歯科医師 1 人以上 部下に薬剤師 2 人以上 部下に看護師長 5 人以上 部下に看護師及び准看護師 5 人以上	
	副 院 長	2	55.0	1,698,000	73,000	1,625,000		
	医 科 長	3	53.3	1,457,867	155,333	1,302,534		
	医 師	—	—	—	—	—		
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—		
	薬 局 長	4	49.3	405,185	1,569	403,616		
	薬 剤 師	14	33.6	304,872	42,869	262,003		
	診療放射線技師	19	39.3	382,485	23,764	358,721		
	臨床検査技師	28	36.1	292,757	21,968	270,789		
	栄 養 士	15	38.0	266,078	14,533	251,545		
	理学療法士	16	32.4	328,945	28,859	300,086		
	作業療法士	4	31.5	316,605	16,458	300,147		
	総看護師長	2	58.0	481,405	0	481,405		
	看護師長	34	45.5	397,646	43,125	354,521		
	看護師	78	35.0	328,147	64,383	263,764		
	准看護師	86	45.8	320,804	59,341	261,463		

その3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	63.5	761,937	0	761,937	
	大 学 教 授	27	59.7	681,205	0	681,205	
	大 学 准 教 授	22	42.8	486,724	0	486,724	
	大 学 講 師	12	36.3	411,527	0	411,527	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	大 学 助 手	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	1	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	7	56.2	671,454	0	671,454	
	高 等 学 校 教 諭	97	43.1	494,246	509	493,737	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習, 外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	9	49.1	383,960	61,990	321,970	
	守 衛	11	48.6	397,687	103,891	293,796	
	用 務 員	6	55.8	194,788	1,712	193,076	

その4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事業 務・技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	{ 行政職7級, 6級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上 の工場の長（取 締役兼任者を除 く。）	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	21	52.3	557,965	285	557,680	{ 2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職（取締役 兼任者を除 く。）	同 上
	大 学 卒	8	52.1	545,262	710	544,552		
	短 大 卒	5	49.2	675,525	0	675,525		
	高 校 卒	8	54.6	492,258	0	492,258		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	7	55.0	498,363	3,804	494,559	同 上	同 上
	大 学 卒	3	56.2	509,719	9,720	499,999		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	4	54.3	491,061	0	491,061		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部次長	12	52.6	533,321	1,830	531,491	{ 上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職	同 上
	大 学 卒	9	52.7	540,955	2,346	538,609		
	短 大 卒	1	*	*	*	*		
	高 校 卒	1	*	*	*	*		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		

その4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事業 ・ 技術 ・ 関係 職種	技術部次長	人 7	歳 52.6	円 441,092	円 0	円 441,092	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	{ 行政職 7 級, 6 級
	大 学 卒	6	52.7	445,274	0	445,274		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	1	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	21	50.9	479,903	10,202	469,701	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	{ 行政職 5 級
	大 学 卒	6	52.7	545,953	0	545,953		
	短 大 卒	1	*	*	*	*		
	高 校 卒	14	50.8	456,763	13,253	443,510		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長	20	48.7	477,953	14,777	463,176	同 上	同 上
	大 学 卒	11	51.6	508,196	2,130	506,066	{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	{ 行政職 4 級
	短 大 卒	3	41.3	523,162	88,896	434,266		
	高 校 卒	5	45.6	399,118	0	399,118		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		
	事務課長代理	3	49.7	374,895	17,599	357,296		
	大 学 卒	1	*	*	*	*	{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	{ 行政職 4 級
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	45.0	374,805	0	374,805		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	5	51.6	404,080	0	404,080		
	大 学 卒	—	—	—	—	—	同 上	同 上
	短 大 卒	3	52.3	406,667	0	406,667	{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	{ 行政職 4 級
	高 校 卒	2	50.5	400,200	0	400,200		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

その４ 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事業 ・技術 関係 職種	事務係長	42	43.5	366,644	38,998	327,646	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	{ 行政職 3 級
	大 学 卒	11	42.9	410,009	56,290	353,719		
	短 大 卒	8	35.0	293,044	17,713	275,331		
	高 校 卒	19	46.4	358,019	27,663	330,356		
	中 学 卒	4	48.5	430,476	85,002	345,474		
	技術係長	27	38.4	352,061	56,028	296,033	同 上	同 上
	大 学 卒	6	42.2	385,060	30,443	354,617		
	短 大 卒	9	37.0	403,467	95,502	307,965		
	高 校 卒	12	37.8	298,184	38,304	259,880		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	30	40.1	305,446	24,948	280,498		{ 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	8	40.6	316,835	23,105	293,730		
	短 大 卒	6	36.5	307,518	27,619	279,899		
	高 校 卒	15	41.5	288,572	26,527	262,045		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		
	技術主任	12	33.1	340,223	54,950	285,273		同 上
	大 学 卒	5	31.5	366,779	75,817	290,962		
	短 大 卒	1	*	*	*	*		
	高 校 卒	6	35.2	308,314	26,287	282,027		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務係員	276	38.2	276,384	23,928	252,456		{ 行政職 1 級
	大 学 卒	64	35.3	292,201	20,551	271,650		
	短 大 卒	52	34.7	258,286	22,812	235,474		
	高 校 卒	158	40.3	273,896	25,950	247,946		
	中 学 卒	2	57.0	421,050	0	421,050		

その4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事務・技術関係職種	技 術 係 員	人 125	歳 37.4	円 351,860	円 40,183	円 311,677		{ 行政職1級
	大 学 卒	45	38.8	414,219	46,272	367,947		
	短 大 卒	32	31.5	291,552	51,291	240,261		
	高 校 卒	45	38.8	327,401	25,188	302,213		
	中 学 卒	3	51.7	393,854	80,136	313,718		
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習, 外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	1	*	*	*	*		
	守 衛	—	—	—	—	—		
	用 務 員	—	—	—	—	—		

第24表 民間における給与の地域差に関する状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

地域差が ある	基本給	地域（都市） 手当	住宅手当	賞与	その他	地域差が ない
%	%	%	%	%	%	%
52.3	4.5 (8.7)	35.7 (68.2)	24.7 (47.1)	4.4 (8.4)	4.4 (8.4)	47.7

- (注) 1 転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。
 2 ()内は、「地域差がある」としている事業所を100とした割合である。
 3 給与種目の内容は、複数回答である。

第25表 千葉県内に複数事業所を有する企業の給与支給状況

県内他市町村に 事業所あり	勤務地による 給与差あり	勤務地による 給与差なし	県内他市町村に 事業所なし
%	%	%	%
35.3	(12.4)	(87.6)	64.7

- (注) 1 平成20年職種別民間給与実態調査において、千葉県人事委員会及び千葉市人事委員会が調査を担当した千葉県内の事業所のうち、回答が得られた223事業所について集計を行った。
 2 ()内は、県内他市町村に事業所がある事業所を100とした割合である。

第26表 民間における所定労働時間の設定状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

1日当たりの所定労働時間数	適用従業員割合	
	%	%
7時間30分未満	11.9	48.0
7時間30分	16.5	
7時間31分以上7時間45分未満	7.3	
7時間45分	12.3	
7時間46分以上8時間未満	8.5	52.0
8時間	43.5	
不明	-	

1週間当たりの所定労働時間数	適用従業員割合	
	%	%
37時間30分未満	10.4	45.1
37時間30分	11.6	
37時間31分以上38時間45分未満	12.0	
38時間45分	11.1	
38時間46分以上40時間未満	8.0	54.5
40時間	46.5	
不明	0.4	

職員給与と民間給与との比較

第27表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)		較 差 $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
417,936 円	減額措置前	417,816 円	120 円 (0.03 %)
	減額措置後	410,893 円	7,043 円 (1.71 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
3 上段は、特例条例による給料等の減額措置がないものとした場合の職員の給与に基づき算定した較差であり、下段は、特例条例による減額措置適用後の職員の給与に基づき算定した較差である。

生 計 費 関 係

平成20年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …………… 食料

住居関係費 …………… 住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費 …………… 被服及び履物

雑費Ⅰ …………… 保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑費Ⅱ …………… その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成20年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成20年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成19年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第28表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成20年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,630 ^円	38,680 ^円	49,910 ^円	61,150 ^円	72,390 ^円
住居関係費	21,930	49,860	43,500	37,150	30,790
被服・履物費	3,990	5,700	6,830	7,950	9,080
雑費Ⅰ	47,190	78,470	106,160	133,850	161,540
雑費Ⅱ	11,550	24,870	28,490	32,100	35,720
計	111,290	197,580	234,890	272,200	309,520

勞 働 經 濟 指 標

第29表 労 働 経 済 指 標

年 月	項 目	①	②	③		④	⑤				⑥			
		実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数(調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全失業 率(季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				所 定 内 給 与			
				全 国	千 葉 県		全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県	
											調査産業計	一 般 労働者	調 査 産業計	
		前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)
平成 18 年度		2.5	0.8	1.06	0.91	4.1	301.9	0.5	288.5	△ 1.7	275.6	0.3	0.2	266.4
19 年度		1.6	1.7	1.02	0.94	3.8	300.6	0.7	285.6	△ 1.0	274.3	0.6	0.8	261.6
平成 19年 4月			1.1	1.05	0.92	3.9	302.8	0.3	288.9	△ 0.4	275.6	0.1	0.1	263.5
5月	△ 0.4		1.3	1.06	0.97	3.8	298.2	0.7	284.1	0.3	272.5	0.6	0.6	260.3
6月			1.5	1.07	1.01	3.7	300.0	0.3	285.0	△ 0.9	274.5	0.3	0.5	262.1
7月			1.5	1.06	0.97	3.6	299.7	0.6	284.2	0.3	274.2	0.7	0.8	261.0
8月	0.2		1.5	1.05	0.97	3.8	298.4	0.6	280.7	△ 1.0	272.9	0.5	0.8	258.2
9月			1.4	1.04	0.96	4.0	299.2	0.4	283.9	0.5	273.7	0.4	0.7	260.5
10月			1.6	1.02	0.94	3.9	300.9	0.3	284.9	△ 1.2	274.4	0.2	0.6	261.4
11月	0.6		2.0	1.00	0.93	3.8	301.6	0.8	287.0	0.6	274.5	0.8	1.2	262.2
12月			1.9	0.98	0.90	3.8	302.0	0.7	295.3	3.2	274.7	0.9	1.2	270.6
20年 1月			1.9	0.98	0.89	3.8	299.2	0.6	282.8	△ 0.9	273.4	0.7	1.0	258.6
2月	0.8		2.0	0.97	0.89	3.9	301.7	1.3	283.7	0.8	275.3	1.2	1.0	259.4
3月			1.9	0.95	0.88	3.8	303.2	1.3	286.3	1.1	276.1	1.1	0.8	261.8
4月	(p)		1.9	0.93	0.85	4.0	305.3	0.8	292.0	1.0	278.0	0.9	0.8	265.4
5月	△ 0.6		1.9	0.92	0.87	4.0	299.8	0.5	286.8	1.0	274.3	0.6	0.6	262.9
6月			1.6	0.91	0.83	4.1	300.9	0.2	286.9	0.7	275.5	0.4	0.1	263.0

資料出所：①内閣府「四半期別国民所得統計速報」、②厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、③厚生労働省「職業安定業計課「毎月勤労統計調査地方調査結果速報」、⑩総務省「家計調査報告」、⑪総務省「消費者物価指数月報」、⑫

(注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。

2 ①については平成12暦年連鎖価格を基礎とし、②、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫については平成17年平均＝100とした指数を

3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑩の平成18年度、平成19年度の欄は、それぞれ平成18暦年、平成19暦年の数値である。

⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)			⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目)						⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数	
全 国		千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		全 国	千 葉 市	全 国		千 葉 市	
全世帯		勤労者世帯	全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯		全 国	千 葉 市	全 国		千 葉 市	
前年度比・ 前年同月比 (千円)	(%)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	前年度比・ 前年同月比 (千円)	(%)	前年度比・ 前年同月比 (千円)	(%)	(千円)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)
26.3	2.0	22.0	153.5	147.7	13.0	11.2	294.9	△ 1.9	320.2	△ 2.8	309.1	323.7	0.2	0.2	2.0	
26.3	1.0	23.9	154.2	149.1	13.4	13.2	297.8	1.0	323.5	1.0	322.2	339.9	0.4	0.2	2.3	
27.2	2.2	25.4	158.0	153.4	14.0	14.2	316.2	1.1	342.3	0.4	358.6	360.9	0.0	0.1	1.9	
25.7	1.1	23.8	151.5	148.1	12.9	12.9	293.2	0.4	313.2	0.9	310.7	324.6	0.0	0.0	1.7	
25.6	0.2	22.9	159.5	152.8	13.1	12.9	280.6	△ 0.1	300.2	△ 0.6	318.9	340.5	△ 0.2	△ 0.2	1.8	
25.5	△ 0.3	23.2	157.4	151.5	13.2	13.1	291.6	△ 0.2	321.9	0.4	329.5	358.8	0.0	0.0	1.9	
25.5	1.1	22.5	152.1	147.2	12.8	12.7	296.0	1.4	324.9	3.4	342.5	393.2	△ 0.2	△ 0.6	1.6	
25.5	1.3	23.4	151.3	145.5	13.3	13.0	281.4	3.0	311.3	5.3	301.7	349.4	△ 0.2	△ 0.2	1.3	
26.4	1.6	23.5	156.4	149.4	13.6	12.9	297.0	0.8	326.7	2.4	324.6	332.1	0.3	0.4	2.0	
27.1	0.5	24.8	160.2	155.2	13.8	13.8	282.8	0.0	302.9	△ 0.9	342.2	328.9	0.6	0.7	2.3	
27.2	△ 0.7	24.6	153.2	149.9	13.9	13.5	351.7	3.1	379.4	2.7	374.1	409.1	0.7	0.8	2.7	
25.8	△ 0.4	24.2	142.9	141.5	12.8	12.9	309.8	4.5	341.1	3.9	293.1	327.9	0.7	0.3	3.0	
26.4	1.8	24.3	154.2	146.0	13.4	13.2	275.8	1.1	298.5	2.5	277.5	310.2	1.0	0.8	3.5	
27.1	3.3	24.6	153.9	148.3	13.9	13.8	312.6	△ 0.3	342.9	1.1	350.8	392.3	1.2	0.6	3.9	
27.2	0.2	26.6	158.3	156.2	13.7	14.6	310.7	△ 1.7	343.6	0.4	340.0	410.0	0.8	0.6	3.9	
25.6	△ 0.8	23.9	150.8	148.1	12.8	12.8	288.1	△ 1.7	315.2	0.6	269.4	302.4	1.3	1.4	4.8	
25.4	△ 0.6	24.0	157.1	152.4	12.7	12.4	282.0	0.5	308.0	2.6	243.3	263.4	2.0	1.7	5.7	

務統計」，千葉労働局職業安定部「労働市場月報」，④総務省「労働力調査報告」，⑤～⑨厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」，千葉県統計日本銀行「物価指数月報」以上の資料から作成。

基礎としている。